くらしのおてつだい

～　障がい者福祉ガイドブック　～

令和8年度版

北斗市　民生部　保健福祉課

はじめに

このガイドブックは、北斗市内にお住まいの身体障がい、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障害、発達障害、難病等のある方やその家族の方々が利用できる福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。お手元に備えていただき、各種のサービスの手引きとして活用していただければ幸いです。

なお、このガイドブックは令和8年4月現在の情報をもとに最小限にとどめてあり、各制度の金額、資格要件、対象範囲などはしばしば改正されますので、各々の制度などの詳細につきましては、それぞれの窓口におたずねください。

また、障害者手帳を所持される方でも、介護保険によるサービスを受けることができる場合は、障がい者の制度に優先して、介護保険を利用していただくことが原則となります。

北斗市民生部保健福祉課福祉サービス係

参 考

40歳から64歳までの方で介護保険制度のサービスを利用できる方

該当する特定疾患が原因で、日常の身辺処理などが困難になり、家族などの介助がなければ生活が困難な方で、介護保険により「要支援・要介護状態」にあると認定を受けた方は、介護保険法によるサービスを受けることができます。

該当する特定疾病		
●初老期の認知症	●脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）	●筋委縮性側索硬化症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病		
●多系統萎縮症	●脊髄小脳変性症	
●糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害		●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など）		
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		
●慢性関節リウマチ	●骨粗しょう症による骨折	●脊柱管狭窄症
●後縦靭帯骨化症	●早老症（ウェルナー症候群）	●末期のがん患者

※要支援状態：家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態
※要介護状態：寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする状態

★「障害」のひらがな表記について

市では、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者への理解を深めていくため、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがなの「がい」で表記しています。

ただし、法令や固有名詞などの表記は従来どおり「障害」を用いていますので、このガイドブックをはじめ、広報文書などで「障害」と「障がい」が混在していますが、ご理解をお願いいたします。

目　　次

Ⅰ　障害者総合支援法

1　障害者総合支援法について　1
2　総合的な自立支援システムの全体像　2
3　障害福祉サービスの内容　3
4　利用の手続き　7
5　利用者負担のしくみ　8
6　障害に係る自立支援医療　10
7　補装具の制度　12
8　障害児施設(通所)制度　12
9　障害児通所等利用の手続き　14
10　北斗市内の障がい者(児)施設一覧　15

Ⅱ　手帳制度

1　身体障害者手帳　17
2　療育手帳　24
3　精神障害者保健福祉手帳　24

Ⅲ　手当と年金

1　障害児福祉手当　26
2　特別障害者手当　27
3　児童扶養手当　29
4　特別児童扶養手当　30
5　介護手当　31
6　在日外国人高齢者障害者福祉給付金支給　31
7　障害基礎年金(国民年金)　33
8　障害厚生年金・障害手当金　34
9　特別障害給付金制度　35
10　心身障害者扶養共済制度　36

Ⅳ　医療費助成等

1　重度心身障がい者医療費の助成　39
2　精神通院医療(自立支援医療)　39
3　更生医療(自立支援医療)　40
4　育成医療(自立支援医療)　41

Ⅴ 日常生活の支援

1 相談支援 42
2 補装具費の支給 43
3 日常生活用具・自助具の給付 45
4 障がい児紙おむつ給付 53
5 住宅改修費の給付 54
6 移動支援(地域生活支援事業) 55
7 手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣(地域生活支援事業) 56
8 日中一時支援(地域生活支援事業) 56
9 地域活動支援センター(地域生活支援事業) 57
10 訪問入浴サービス(地域生活支援事業) 57
11 障害者地域活動緊急生活支援 58
12 緊急通報システムの設置 59
13 除雪サービス 59
14 布団乾燥サービス 59
15 訪問理美容サービス 59
16 食の自立支援(配食サービス) 59
17 盲導犬の貸与 59
18 市立図書館でのサービス 59
19 地域福祉権利擁護事業 60

Ⅵ 社会参加の促進

1 身体障害者自動車運転免許取得費の助成 61
2 身体障害者用自動車改造費の助成 61
3 精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業 62
4 駐車禁止除外指定車の申請 62
5 郵便による在宅投票 63

Ⅶ 税金の減免

1 所得税、市・道民税等の軽減 64
2 個人事業税の非課税・減免措置 66
3 自動車税の課税減免等 67

Ⅷ 公共料金などの軽減

1 JR(日本旅客鉄道㈱)の運賃割引 69
2 道南いさりび鉄道の運賃割引 70
3 航空機の運賃割引 70
4 有料道路料金の割引 71
5 バス(路線バス)の運賃割引 71
6 タクシー料金の割引 72
7 NHK放送受信料の減免 72
8 携帯電話基本料金などの割引 72
9 NTTふれあい案内(無料番号案内) 73

1 障害者総合支援法について

平成25年4月1日(一部は同年10月1日)から、障がいのある方々の自立を支え、地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、障害者総合支援法が施行されました。

これに伴い、今まで身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとに別々であったサービスを統一するとともに、難病等にも対象を拡大し、サービスの提供主体が一部を除き市町村に一元化されました。

現在は身体障害・知的障害・精神障害・高次脳機能障害・発達障害・難病の6種類が障害者総合支援法により、支援の対象となる障害とされています。

障害者総合支援法のポイントは、次のとおりです。

障 害 者 総 合 支 援 法 の ポ イ ン ト

①障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編することとされました。また、難病等の障害手帳を保有していない人にもサービスが利用できるよう支給範囲の拡大がされました。
②障がいのある方々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供することとされました。
③サービスを利用する方もサービスの利用料と所得に応じて費用の一部を負担していただくこととなりました。(所得に応じて月額上限が設けられます。) ☆障害福祉サービスに利用者負担は、原則1割負担となります。また、食費や光熱水費が実費負担となります。 ☆更生医療などの医療費についても、原則1割が自己負担となります。
④障がいのある方の就労支援を抜本的に強化することとし、関連する障害者雇用促進法が改正されました。
⑤サービスの支給決定の仕組みが透明化、明確化されました。 ☆障害福祉サービスの必要度を明らかにするため、「市町村審査会」の審査と判断に基づき、障害支援区分(6段階)の認定が行われます。 ☆市町村は、利用者からの申請と障害支援区分の認定に基づいて障害福祉サービスの支給決定をします。

障 が い の あ る 方 々 の 自 立 を 支 え ま す

2　総合的な自立支援システムの全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、①自立支援給付と②地域生活支援事業で構成されています。

①　自立支援給付

介護支援を行う「介護給付」や訓練などの支援を行う「訓練等給付」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスが行われます。その他に「補装具」「自立支援医療」などの給付があります。

②　地域生活支援事業

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）とは別に、それぞれの地域の実情に応じたサービス提供を目的として、市が行う事業です。

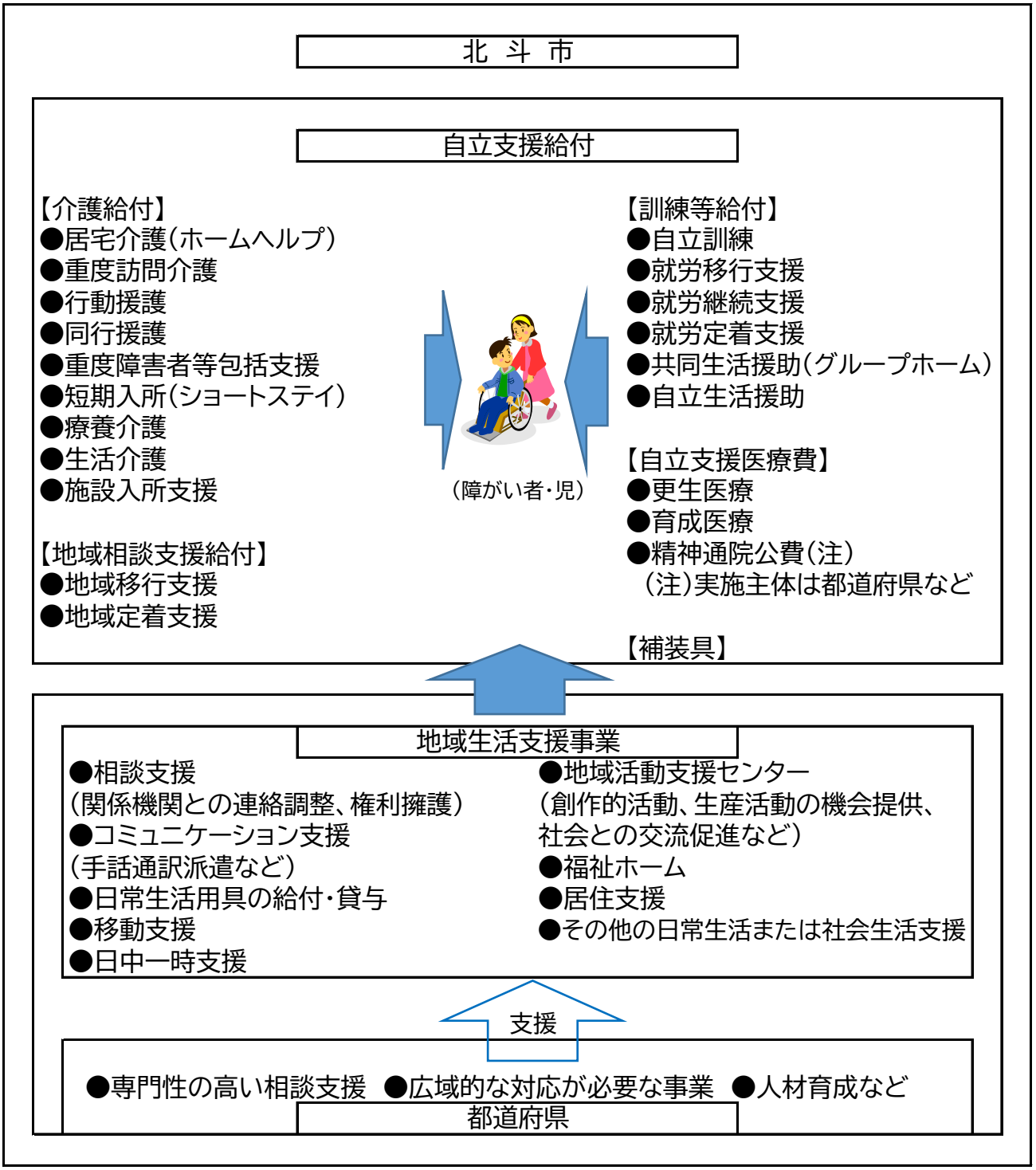

3　障害福祉サービスの内容

自立支援給付

障がいのある方が自らサービスを選択し、サービスを提供する事業者・施設と利用契約を結ぶことにより、サービスを受けることができます。

ホームヘルプサービス・ショートステイなど、各種サービスを受ける場合、支給量（ホームヘルプサービスなどを受ける時間数や施設利用の日数など）が記載された受給者証が必要となります。

■介護給付

給付の種類	サービス名	対象者（障害支援区分）	事業内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者（児）（区分1以上）	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行います。障がい児の家事援助は原則対象外です。
	重度訪問介護	18歳以上障がい者（区分4以上）	重度の肢体不自由、重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がい者（児）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	重度知的障がい者（児） 重度精神障がい者（区分3以上）	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	重度障がい者（区分6）	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	障がい者（児）（区分1以上）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	療養介護	身体障がい者（区分5以上）	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 （18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）
	生活介護	障がい者（区分3以上（50歳以上は区分2以上））	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 （18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）
	施設入所支援	障がい者（区分4以上（50歳以上は区分3以上））	「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」を利用している方で、単身での生活が困難な方に対し、居住の場を提供します。

※「障がい者」または「障がい児」とは、身体、知的、精神、発達障害、高次脳機能障害、難病の6種別が対象となります。

■訓練等給付

給付の種類	サービス名	対象者（障害支援区分）	事業内容
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	身体障がい者 知的障がい者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障がい者	障がいのある方が、就労先、働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	障がい者	一般企業などへの就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	障がい者	訓練等給付利用後、一般企業等に就労し6ヵ月以上就労を継続している方に、関係機関との連絡調整等の支援を行います。
	就労継続支援A型	障がい者	一般企業などでの就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	障がい者	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	障がい者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。身体介護が必要な場合は、支援区分が必要になります。
	自立生活援助	障がい者	障害者支援施設やグループホーム等から単身生活に移行した方に定期的な訪問等の支援を行います。

地域生活支援事業

「地域生活支援事業」とは、自立支援給付（介護給付・訓練等給付）とは別に、それぞれの地域の実情に応じたサービス提供を目的として、市が行う事業です。下記は日中活動等の支援事業となりますが、その他にも日常生活用具の給付などの事業があります。詳細は「Ⅴ　日常生活の支援」・「Ⅵ　社会参加の促進」をご参照ください。

給付の種類	サービス名	対象者	事業内容
地域生活支援事業	移動支援	障がい者（児）	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
	日中一時支援	障がい者（児）	障がいのある方などの家族の就労支援や日常介護している家族の一時的な休息のために、通所・入所施設などにおいて日中受入して見守りなどを行います。
	訪問入浴サービス	障がい者（児）	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な方に移動入浴車を派遣します。
	地域活動支援センター	障がい者	障がいのある方が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などのサービスを行います。

日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスは、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分かれ、地域と交わる暮らしとなります。

≪日中活動の場≫

療養介護※、生活介護、自立訓練、
就労移行支援、就労継続支援、
地域活動支援センター

プラス

≪住まいの場≫

障害者支援施設の施設入所支援
または
居住支援（グループホームなど）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

■日中活動と住まいの場の利用者一覧早見表

区分					障害支援区分					
					区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
日中活動系サービス	生活介護	常時介護などの支援が必要な方	50歳未満	通所	×	×	○	○	○	○
				入所	×	×	×	○	○	○
			50歳以上	通所	×	○	○	○	○	○
				入所	×	×	○	○	○	○
	療養介護	医療的ケア及び常時介護などの支援が必要な方	人工呼吸器による呼吸管理を行っている方		×	×	×	×	×	○
			筋ジストロフィー患者など		×	×	×	×	○	○
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者			入所施設・病院を退所・退院した方					
					盲ろう・養護学校を卒業した方					
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者			入所施設・病院を退所・退院した方					
					盲ろう・養護学校を卒業した方					
	就労移行支援				就労などが見込まれる方					
	就労定着支援				就労に伴う環境変化により生活面の課題がある方					
	就労継続支援A型				雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時65歳未満）					
	就労継続支援B型				生産活動に係る知識及び能力の向上などが期待できる方					
居住系サービス	施設入所支援	50歳未満			×	×	×	○	○	○
		50歳以上			×	×	○	○	○	○
		自立訓練・就労移行支援を利用する方			単身での生活が困難な方または通所が困難な方					
	共同生活援助（グループホーム）	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者			一定の日常生活上の支援を必要とする方					
	自立生活援助	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者			施設等退所後、単身での生活に不安がある方					

4　利用の手続き

■サービスを利用するには

介護給付を希望する場合

訓練等給付を希望する場合

相談・申請（相談支援事業所・北斗市）

・北斗市保健福祉課にサービス利用の申請をしてください。
※サービス利用申請時に「サービス等利用計画」を作成する必要があります。
事前に相談支援事業所に作成を依頼するか、申請時にご本人に作成していただきます。

障害支援区分の認定

・ご本人の状態をお聴きし、心身の状態を総合的に判断するため**「障害支援区分」**の判定を行います。

・障害支援区分の認定までには、2～3ヶ月程度かかります。

支給決定

・サービス利用についての計画を確認し、サービスが必要と判断した場合は支給決定となり、受給者証を送付いたします。

サービス利用開始

・受給者証が届いたら、利用を希望している事業者とサービス利用の契約を結んで利用を開始してください。

・サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限に達するまで、1割の利用者負担分を事業者に支払ってください。

「障害支援区分」とは

障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～区分6：区分6の方が支援度が高い）です。必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目（移動や動作、日常生活、意思疎通、行動障害、特別な医療等）の調査と、医師の意見書により、「北斗市障害支援区分認定審査会」での総合的な判定を踏まえて認定します。

※障害支援区分の判定にあたり、必ず医師の意見書が必要となるため、通院の無い方については、病院への受診が必要となります。

5　利用者負担の仕組み

原則として、利用するサービス料金の1割が自己負担となります。ただし、世帯の市民税の課税状況などにより、下記のとおり費用負担の上限額があります。また、収入、資産の状況により、上限負担額が軽減される場合があります。

■利用者負担に関する配慮措置

<table>
<tr><th></th><th>入所施設
利用者
（20歳以上）</th><th>グループホーム
利用者</th><th>通所施設
（事業）
利用者</th><th>ホームヘルプ
利用者</th><th>入所施設
利用者
（20歳未満）</th><th>医療型施設
利用者
（入所）</th></tr>
<tr><td>定率負担</td><td colspan="6">利用者負担の上限額設定
高額障害福祉サービス費
（世帯での所得段階別負担上限）
医療型個別減免</td></tr>
<tr><td>食費・光熱水費等</td><td>補足給付
（食費・光熱水費負担を軽減）</td><td>補足給付
（家賃を軽減）</td><td>食費の人件費支給による軽減措置
（経過措置）</td><td></td><td>補足給付
（食費・光熱水費負担を軽減）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="6">生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）</td></tr>
</table>

月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 ※注	市町村民税課税世帯に属する方のうち市民税所得割額が16万円(障がい児及び20歳未満の施設入所者にあっては28万円)未満の世帯	9,300円
一般2	上記に該当しない世帯	37, 200円

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっていても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障がいのある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。
※注　20歳以上の施設入所者で課税世帯の者は一般2になります。

入所施設、グループホームを利用する場合、補足給付があります。

補　足　給　付

入所施設やグループホームを利用する場合、**非課税世帯**に対して補足給付があります。

●入所施設の場合

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることになりますが、低所得者に対する給付の際には施設における費用の基準を設定し(令和6年4月から55,500円)、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費、光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円)が残るように補足給付が行われます。就労収入がある場合、24,000円までは全額、24,000円を超える場合は超えた額の30%と24,000円を合わせた額が控除されます。つまり、就労収入が24,000円までは、食費などの負担は生じないことになります。20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子供を療育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。

●グループホームの場合

グループホームでは、生活保護・低所得者に対しては家賃に対して補足給付が行われます。補足給付の額は、月1万円(家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額)が、事業所に支払われます。

医 療 型 個 別 減 免

福祉サービスにあわせて、療養を行うサービスを利用または施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担などの上限額が設定され、それ以上は減免されます。

同じ世帯で複数の方がサービスを利用しても、4区分の月額上限額は同じです。

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還払い方式により支給されます。)。

例えば、一般2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、37, 200円が上限となります。

食費など実費負担についても、減免措置が講じられます。

通所施設などでは、生活保護、低所得、一般世帯の場合、経過措置として、人件費分が支給され食材料費のみの負担となるため、通所の実費負担が軽減されます。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

生活保護への移行防止策が講じられます。

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費など実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費など実費負担額を引き下げる『境界層』の制度があります。
境界層制度は、生活保護の申請後に判断されますので、生活保護担当課にご相談ください。

6　障害に係る自立支援医療

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、平成18年4月から自立支援医療に変わりました。

精神通院医療
（精神保健福祉法）

更生医療
（身体障害者福祉法）

育成医療
（児童福祉法）

平成18年4月に
新体系に移行

【自立支援医療制度】

●支給認定の手続きを共通化
●利用者負担の仕組みを共通化
●指定医療機関制度の導入

●医療の内容や、支給認定の実施主体（※）については、現行どおり

※精神通院医療は都道府県、更生医療・育成医療は市町村

■自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々（高額治療継続者＜いわゆる「重度かつ継続」＞）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障がいのある方を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。
- 入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

■自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1　対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する方（一定所得以上の方を除く）。（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）

2　給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準などに応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

<table>
<tr><td colspan="3">一定所得以下</td><td colspan="3">中間所得層</td><td>一定所得以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活保護世帯</td><td colspan="2">市町村民税非課税</td><td colspan="3">市町村民税課税（所得割）</td><td rowspan="3">一定所得以上
公費負担の対象外
（医療保険の負担割合・負担限度額）</td></tr>
<tr><td>本人収入が80万9千円以下</td><td>本人収入が80万9千円以上</td><td>3万3千円未満</td><td colspan="2">3万3千円以上23万5千円未満</td></tr>
<tr><td>生活保護
負担上限月額
0円</td><td>低所得1
負担上限月額
2,500円</td><td>低所得2
負担上限月額
5,000円</td><td colspan="3">中間所得
負担上限月額
医療保険の自己負担限度
育成医療の経過措置（※2）
負担上限月額
5，000円
負担上限月額
10，000円
高額治療継続者（「重度かつ継続」）（※1）
中間所得層1
負担上限月額
5,000円
中間所得層2
負担上限月額
10,000円
一定所得以上（重継）※2
負担上限月額
20,000円</td></tr>
</table>

※1　高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおりです。

①疾病、病状などから対象となる方
●更生医療・育成医療…腎臓機能、小腸機能または免疫機能障がいの方
●精神通院医療…統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障がい若しくは薬物関連障がい（依存症など）の方または集中・継続的な医療を要する方として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
②疾病などに関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方
医療保険の多数該当の方

※2　育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方に対する経過措置は、施行後3年間を経た段階で医療実態などを踏まえて見直すこととなっています。

■手続き方法など

手続き方法などについては、「Ⅳ　医療費助成等」をご覧ください。

7　補装具の制度

補装具	障がいのある方などの身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものなど。 （義肢、装具、車いす　など）

■詳細事項
　補装具費の支給に関する詳細は、「Ⅴ　日常生活の支援」をご覧ください。

8　障害児施設（通所）制度

　平成24年度の児童福祉法改正により、障害児通所の利用については市町村の事業となりました。障害児入所施設障害児（障害児入所医療を含む）については、引き続き都道府県（児童相談所）への申請となります。

障害児施設（通所）の対象となる障がい児

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有している障がい児
・発達障がい児
・難病（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるもの）
・児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童
・療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童　等

　上記は一例ですが、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではありません、市町村により療育が必要と判断されれば支給対象となりますので、ご相談ください。

障害児施設（通所）の利用者負担

　利用にあたっては、利用に要する費用の1割を利用者が自己負担していただきます（※1、※2）。ただし、利用者負担額には上限額があり、世帯に属する者の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用（おやつ代等）が発生する場合もありますので、各事業所への確認をお願いします。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯に属する方のうち市民税所得割額が28万円未満の世帯	4,600円
一般2	上記に該当しない世帯	37, 200円

※1　多子軽減措置

保育所等に通い、又は障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置があります。詳細は、第2子以降が利用する施設を所管する担当課にお尋ね下さい。

対象施設は児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・認可保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部等になります。認証保育園は対象外です。

※2　児童発達支援等の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳の児童の利用者負担が無償化されました。

無償化の期間は満3歳になって初めての4月1日から3年間です。

対象サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設であり、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらのサービスを両方利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

障　害　児　通　所　給　付

障害児通所給付の給付を受けたい場合は、支給量等が記載された受給者証が必要となります。申請については障がい児の保護者の居住地の市町村となります。

申請を行う前に、利用予定の通所施設又は通所事業所に事前に見学及び相談等をしてから申請してください。

■障害児通所給付

サービス名	事業内容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児計画相談	本人および家族のニーズ（希望等）、それらを実現するために必要な支援方針、利用するサービスなどを提案します。

※上記のほかに自立支援給付の居宅介護（身体介護）・短期入所（ショートステイ）等の利用もできます。

9　障害児通所等利用の手続き

■サービスを利用するには

介護給付を希望する場合

通所給付を希望する場合

利用したい事業所に見学・相談

申請（相談支援事業所・北斗市）

・北斗市保健福祉課にサービス利用の申請をしてください。
※サービス利用申請時に「サービス等利用計画」を作成する必要があります。

事前に相談支援事業所に作成を依頼するか、申請時に保護者の方に作成していただきます。

区分の認定

・ご本人の状態をお聴きし、心身の状態を総合的に判断するため区分の判定を行います。（障がい児：区分1～3）

支給決定

・サービス利用についての計画を確認し、サービスが必要と判断した場合は支給決定となり、受給者証を送付いたします。

サービス利用開始

・受給者証が届いたら、利用を希望している事業者とサービス利用の契約を結んで利用を開始してください。
・サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限に達するまで、1割の利用者負担分を事業者に支払ってください。

【利用開始後の注意】
・毎年、利用者負担上限月額の更新手続きがあります。更新時期が近づいたら北斗市より申請書を送付いたしますので、忘れずに提出してください。
・通所日数に増減がある場合は、支給量の変更手続きが必要となります。
・利用が不要となった場合は、受給者証を市役所に返却してください。
・住所や氏名が変わった場合は、受給者証の記載を変更しますので市役所にご提出ください。

10　北斗市内の障がい者(児)施設一覧

知的障害児施設(入所)		
・ おしま学園	当別697番地	TEL0138-75-2211
児童発達支援		
・ おひさま	追分7丁目8番8号	TEL0138-84-1505
・ さくらるーむ七重浜	七重浜2丁目36番2号	TEL0138-49-1111
・ つくしんぼ学級	追分7丁目8番8号	TEL0138-49-0699
・ 多機能型事業所　てとて	七重浜1丁目12番18号	TEL0138-86-5704
放課後等デイサービス		
・ さくらるーむ七重浜	七重浜2丁目36番2号	TEL0138-49-1111
・ 多機能型事業所　てとて	七重浜1丁目12番18号	TEL0138-85-5704
・ 発達支援事業所ともよくらぶ	七重浜2丁目32番1号	TEL0138-86-6410
・ のあのあ	富川2丁目2番3号	TEL0138-73-9815
・ はぴねす	久根別2丁目6番5号	TEL0138-84-8585
・ はぴねすⅡ	久根別2丁目2番2号	TEL0138-83-6856
・ 北陽	東前39番5	TEL0138-86-6812
・ らしさ	久根別1丁目28番2号	TEL0138-74-2551
・ もあ	追分7丁目1番8号	TEL0138-68-1668
・ つばめ	東浜2丁目11番24号	TEL0138-68-8393
障害児計画相談		
・ 相談室つくしんぼ	追分7丁目8番8号	TEL0138-84-6200
・ インクルーシブ相談室　クロワ	飯生3丁目1番35号	TEL0138-86-5620
・ 相談支援事業所　ノアル	七重浜4丁目29-7サンシティタカダ101号室	TEL070-9481-8452
保育所等訪問支援		
・ おひさま	追分7丁目8番8号	TEL0138-84-1505
・ つくしんぼ学級	追分7丁目8番8号	TEL0138-49-0699
・ 多機能型事業所　てとて	七重浜1丁目12番18号	TEL0138-86-5704
知的障害者入所施設(生活介護併設)		
・ 新生園	当別697番地	TEL0138-75-2212
・ 明生園	当別697番地	TEL0138-75-2213
・ 侑愛荘	当別697番地	TEL0138-75-2238
・ 星が丘寮	当別697番地	TEL0138-75-2178
・ ねお･はろう	当別697番地	TEL0138-75-2112
・ ふじの学園	向野169番地	TEL0138-77-6446
・ ワークショップまるやま荘	当別697番地	TEL0138-75-3018
生活介護		
・ おしま菌床きのこセンター	追分6丁目1番12号	TEL0138-49-8611
・ おしま屋	七重浜5丁目12番31号	TEL0138-49-7233
・ クッキーハウス	久根別3丁目207番地	TEL0138-73-9185
・ ワークセンターほくと	押上1丁目2番30号	TEL0138-74-3000
居宅介護		
・ 北斗市社会福祉協議会　指定訪問介護事業所	中野通2丁目18番1号	TEL0138-74-2500
・ ヘルパーステーション　ルーチェ	久根別1丁目7番10号	TEL0138-85-8527
短期入所		
・ ふじの学園	向野169番地	TEL0138-77-6446
・ 明生園	当別697番地	TEL0138-75-2213
・ ワークショップまるやま荘	当別697番地	TEL0138-75-3018
・ 星が丘寮	当別697番地	TEL0138-75-2178
・ 侑愛荘	当別697番地	TEL0138-75-2238

・ 新生園	当別697番地	TEL0138-75-2212
・ おしま学園	当別697番地	TEL0138-75-2211
・ ねお･はろう	当別697番地	TEL0138-75-2112
短期入所		
・ カーム	一本木142番1号	TEL0138-85-8638
・ つぐみ荘	追分2丁目51番3号	TEL0138-49-2527
・ グループホームはあと	飯生1丁目3番1号	TEL0138-73-7675
・ ショートステイけやき	向野1丁目15番18号	TEL0138-77-7718
・ すばる	当別697番地	TEL0138-75-2244
就労継続支援A型		
・ XKB	七重浜1丁目8番1号	TEL0138-83-2869
就労継続支援B型		
・ サチエル･ロビンソン	七重浜2丁目26番14号	TEL0138-86-5943
・ ワークショップまるやま荘	当別697番地	TEL0138-75-3018
・ クッキーハウス	久根別3丁目207	TEL0138-73-9185
・ おしま菌床きのこセンター	追分6丁目1番12号	TEL0138-49-8611
・ はあと	飯生1丁目14番9号	TEL0138-73-7675
・ 就労支援センターPORTハウス	久根別1丁目14番30号	TEL0138-84-5535
・ ら･ぱれっと	追分3丁目1番28号	TEL0138-50-8008
・ ふくろう	七重浜3丁目10番20号	TEL0138-83-7860
・ BEBOP【ビバップ】	本町1丁目5番4号	TEL0138-76-3589
・ リバース	七重浜8丁目6番2号	TEL0138-83-7333
・ 就労継続支援事業アルほくと	七重浜1丁目10番33号	TEL0138-85-6869
・ 就労継続支援B型事業所アルななえはま	七重浜1丁目10番33号	TEL0138-76-7901
・ 就労継続支援B型事業所アルみらい	七重浜1丁目10番33号	TEL0138-76-9080
・ シードワークス	東前3番地47	TEL0138-77-2311
・ 就労継続支援B型事業所みらいと	押上2丁目1番7号	TEL070-1246-9935
自立訓練(機能訓練)		
・ 共生型機能訓練センターいちほ	清水川1番地1	TEL0138-77-1700
地域活動支援センター		
・ はあと(B型併設)	飯生1丁目14番9号	TEL0138-73-7675
地域交流ホーム		
・ 地域交流ホーム　夢	当別697番地	TEL0138-75-2042
共同生活援助(グループホーム)		
・ ハイツつくし	向野1丁目1番38号	TEL0138-77-6446
・ つぐみ荘	追分2丁目51番3号	TEL0138-49-2527
・ 明和荘	当別697番地	TEL0138-85-8586
・ カーム	一本木142番1号	TEL0138-85-8638
・ すばる	当別697番地	TEL0138-75-2244
・ グループホームはあと	飯生1丁目3番1号	TEL0138-73-7675
・ グループホームけやき	向野1丁目15番18号	TEL0138-77-7718
・ グループホームPROGRESS	七重浜8丁目2番52号	TEL0138-87-0350
・ ファニー北斗	七重浜2丁目19番31号	TEL080-7176-3698
・ 障がい者グループホームつづりのいえ	本町2丁目1番18号	TEL0138-76-2600
・ グループホーム寛ぎ	一本木135番地1	TEL0138-83-5836
計画相談支援		
・ アシスト･ほくと	久根別1丁目7番10号	TEL0138-84-6681
・ 相談支援事業所にじのはじまり	本町2丁目1番18号	TEL0138-76-2600
・ インクルーシブ相談室　クロワ	飯生3丁目1番35号	TEL0138-86-5620
・ 相談支援事業所　ノアル	七重浜4丁目29-7サンシティタカダ101号室	TEL070-9481-8452

1　身体障害者手帳

けがや病気などにより身体に障がいがある方は、医師の診断書をもとに1級から6級の身体障害者手帳の交付を受けることができます。手帳が交付されると等級に応じて福祉サービスなどが利用できます。（等級などについては、次ページの「身体障害者障害程度等級表」を参考にしてください。）

■交付対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、肢体、心臓機能・じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全による免疫の機能に障がいのある方

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳交付申請書
②身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法による指定医師が作成したもの）
③顔写真　1枚（上半身脱帽のもの　縦4cm×横3cm）
④対象者の個人番号（マイナンバー）確認書類

■変更・再交付申請手続

障害の程度が変わった場合などのときは、次の表のとおり、必要なものを持参のうえ、手続きしてください。

【身体障害者手帳諸手続一覧】

手続	内容	必要なもの		
		診断書	顔写真	身障手帳
等級変更	現在の障がいの程度が変化したとき	○	○	○
障害名追加	現在の障がいと異なる障害を有したとき	○	○	○
紛失	手帳を紛失したとき	×	○	×
破損等	手帳が破損・汚れた等したとき	×	○	○
住所変更	市内で住所を変更したとき	×	×	○
氏名変更	氏名を変更したとき	×	×	○
返還	手帳の交付を受けた方が亡くなられたとき または、手帳が必要なくなったとき	×	×	○

※市外へ転出する場合は、新住所地で住所変更の手続きをしてください。

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係（⑥番窓口）
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

身体障害者障害程度等級表

視覚障害

1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の1/2以上が欠けているもの
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので両眼の視力の和が0.2を超えるもの

聴覚障害・平衡機能障害

	聴覚障害	平衡機能障害
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害
4級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度50%以下のもの	
5級		平衡機能の著しい障害
6級	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの(40㎝以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	

音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	
3級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害

肢　体　不　自　由　（　上　肢　）	
1級	1　両上肢の機能を全廃したもの 2　両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	1　両上肢の機能の著しい障害 2　両上肢のすべての指を欠くもの 3　一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの 4　一上肢の機能を全廃したもの
3級	1　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢をすべての指を欠くもの 4　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1　両上肢のおや指を欠くもの 2　両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指又はひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級	1　両上肢のおや指の機能の著しい障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3　一上肢のおや指を欠くもの 4　一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級	1　一上肢のおや指の機能の著しい障害 2　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7級	1　一上肢の機能の軽度の障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3　一上肢の手指の機能の軽度の障害 4　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5　一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6　一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

肢　体　不　自　由　（　下　肢　）	
1級	1　両下肢の機能を全廃したもの 2　両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの
2級	1　両下肢の機能の著しい障害 2　両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの
3級	1　両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2　一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 3　一下肢の機能を全廃したもの
4級	1　両下肢のすべての指を欠くもの 2　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3　一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの 4　一下肢の機能の著しい障害 5　一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの
5級	1　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2　一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3　一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの
6級	1　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2　一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2　一下肢の機能の軽度の障害 3　一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4　一下肢のすべての指を欠くもの 5　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの

肢　体　不　自　由　（　体　幹　）	
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1　体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2　体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5級	体幹の機能の著しい障害

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		
	上肢機能	移動機能
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心　臓　機　能　障　害	
1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

じ　ん　臓　機　能　障　害	
1級	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

呼　吸　器　機　能　障　害	
1級	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	
1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

小　腸　機　能　障　害	
1級	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限をされるものを除く。）
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

肝　　臓　　機　　能　　障　　害	
1級	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限をされるものを除く。）
4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備　　考
1　同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級うえの級とする。ただし二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2　肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3　異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4　「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5　「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6　上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7　下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

2　療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所(北海道心身障害者総合相談所など)で、知的障害程度がA(最重度・重度)またはB(中度・軽度)と判定された方は、療育手帳の交付を受けることができます。療育手帳の交付を受けることによって、福祉サービスなどの利用ができます。

■交付対象者

18歳未満に児童相談所で、または18歳以上に知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方

■手続きに必要なもの

①療育手帳交付申請書
②顔写真　1枚(上半身脱帽のもの　縦4cm×横3cm)
③対象者の個人番号(マイナンバー)確認書類

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係(⑥番窓口)
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

3　精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方(精神障害の初診日から6か月以上経過している必要があります。)は、医師の診断書などをもとに1級から3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。手帳の交付を受けることによって、福祉サービスなどの利用ができます。

■交付対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病及びその他の精神疾患(発達障害含む)の全てが対象となりますが、知的障がい者は含まれません。

■手続きに必要なもの

①精神障害者保健福祉手帳申請書
②次のいずれかの書類
　ア　医師の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
　イ　障害年金を受給している方のみ、年金証書や年金振込通知書等、基礎年金番号のわかる書類
③顔写真　1枚(上半身脱帽のもの　縦4cm×横3cm)
④対象者の個人番号(マイナンバー)確認書類

Ⅱ　手帳制度

■手帳の有効期間

有効期間は2年で、入院するなど「病気」、「障がい」が重くなった、または軽くなった場合は、有効期間中に再申請し、等級の変更をすることができます。

■等級

障害等級は1～3級までで、手帳の等級の内容はおおよそ次の表の内容です。

等級	内容
1級	精神障がいのため日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。 日常生活が1人ではできない、他の人の助けがなければ生活ができないような状態の方が該当します。
2級	精神障がいのため日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。 いつも他の人の助けを借りて生活をしているわけではないが、日常生活に困難がある方が該当します。
3級	精神障がいのため日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。 障害は重くはないが、日常生活や社会生活に制約がある方が該当します。

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係（⑥番窓口）
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

1　障害児福祉手当

20歳未満の身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする状態の方に手当が支給されます。

■対象者（資格要件）

20歳未満の障がい児であって、次の(1)～(10)までの一つに該当する方を対象とします。ただし、施設に入所している方や、障害を事由とする公的年金（特別児童扶養手当を除く）受給中の場合、所得が一定額以上の方は除きます。

☆令別表第1（第1条関係）

(1) 両眼の視力の和が0.02以下のもの
(2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
(4) 両上肢のすべての指を欠くもの
(5) 両下肢の用を全く廃したもの
(6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
(7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
(8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
(9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(10) 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

■支給額

月額　16，560円（令和8年4月時点）

■支給月

毎年2月、5月、8月及び11月にそれぞれの前月までの分をまとめて支給します。

■手続に必要なもの

① 身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちの方）
② 障害児福祉手当認定診断書又は児童相談所の判定書
（児童相談所の判定書は療育手帳の判定で最重度Aの判定を受けている方に限ります。）
③ 対象者の個人番号（マイナンバー）確認書類
（配偶者や扶養義務者がいる場合はその方の分も必要です。）

■所得制限

所得制限限度額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までの1年間、支給が停止されます。（所得制限限度額については、P32をご覧ください。）

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

2　特別障害者手当

20歳以上の身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態の方に手当が支給されます。

■対象者（資格要件）

20歳以上の重度の障がいのある方であって、次のアからエまでの一つに該当する方を対象とします。ただし、施設に入所している方や、病院・診療所に3か月を超えて継続入院している方、所得が一定額以上の方は除かれます。

ア　下表(1)から(7)までに規定する身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が2以上存するもの

イ　下表(1)から(7)までに規定する身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が1つ存し、かつ、それ以外の国民年金の2級程度の障害が2つ存し、あわせて3つの障害が存するもの

ウ　下表(3)から(5)までに規定する身体の機能の障害が1つ存し、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められるもの

エ　下表(6)から(7)に規定する病状または精神の障害が1つ存し、その状態が絶対安静または精神の障害にあっては日常生活能力の評価が極めて重度であると認められるもの

☆令別表第2（第1条関係）

(1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
(2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
(4) 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
(5) 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
(6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
(7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

■支給額

月額　30，450円（令和8年4月時点）

■支給月

毎年2月、5月、8月及び11月にそれぞれの前月までの分をまとめて支給します。

■所得制限

所得制限限度額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までの1年間、支給が停止されます。（所得制限限度額については、P32をご覧ください。）

■手続に必要なもの

① 身体障害者手帳又は療育手帳
② 特別障害者手当認定診断書
③ 障害年金を受給している方のみ、年金証書や年金振込通知書等、基礎年金番号のわかる書類
④ 対象者の個人番号(マイナンバー)確認書類
（配偶者や扶養義務者がいる場合はその方の分も必要です。）

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係 TEL73-3111　FAX74-2510

3　児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚や死亡等により父又は母がいない、父又は母に重度の障がいがある、若しくは両親ともいない児童を監護・養育している方に支給されます。

■対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は養育者に支給されます。

① 父母が婚姻を解消した児童
② 父又は母が死亡した児童
③ 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
④ 父又は母の生死が明らかでない児童
⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
⑨ 棄児など父母が明らかでない児童

※上記の場合でも次のいずれかにあてはまるときは、手当は支給されません。

・ 請求者（母、父又は養育者）若しくは児童が日本に住んでいないとき
・ 児童が里親に委託されているとき
・ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
・ 請求者が母（父）の場合は、父（母）と生計を同じくしているとき（ただし、父（母）が政令で定める程度の障がいの状態であるときを除く）
・ 請求者（母又は父）の配偶者に養育されているとき（配偶者には内縁関係にある者を含み、政令で定める程度の障がいの状態にあるものを除く）

※所得制限がありますので、詳細は担当課にご相談ください。

■支給額　（令和8年4月～）

区　分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額48，050円	月額48，040～11，340円
児童2人目以降の加算額（1人につき）	月額11，350円	月額11，340～5，680円

■支給月

5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月までの分を支給します。

■手続に必要なもの
① 請求者と対象児童の戸籍謄・抄本(離婚などの事由が記載されているもの)
※外国人の方は登録済証明書
② 請求者名義の預金通帳(普通預金)
③ 請求者及び対象児童等の個人番号(マイナンバー)確認書類
④ 年金手帳
⑤ 資格確認書や資格情報のお知らせなど(請求者と対象児童)
⑥ 父や母、児童に障がいがある方は、身体障害者・療育手帳、若しくは医師の診断書
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳細は担当課にご相談ください。

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部子育て支援課　TEL73-3111　FAX73-1401

4 特別児童扶養手当

20歳未満の心身障がい児を養育する父母または養育者に手当が支給されます。

■対象者
20歳未満で、法令により定められた程度(次頁「障害程度基準表」参照)の障がいの状態にある心身障がい児を養育する父母または養育者

※手当の受給(申請)ができない方
○ 養育している障がい児が施設などに入所している方
○ 養育している障がい児が日本国内に住所を有しない方
○ 養育している障がい児が当該障害を支給事由とする年金を受給している方
○ 受給者(申請者)が、日本国内に住所を有しない方

■支給額　(令和8年4月～)

障害等級	1 級	2 級
手当の月額(1人当たり)	58,450円	38,930円

■支給月
毎年4月、8月、11月(年3回)にそれぞれの前月分(11月は当月分まで)をまとめて支給します。

■手続に必要なもの
① 請求者と対象児童の戸籍謄本
② 請求者名義の預金通帳(普通預金)
③ 振込先口座申出書(窓口にあります)
④ 請求者及び対象児童等の個人番号(マイナンバー)確認書類
⑤ 特別児童扶養手当認定診断書
※身体障害者手帳・療育手帳所持者は、その写しにより診断書を省略できる場合があります。
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳細は担当課にご相談ください。

■所得制限
所得制限があります。P32をご覧ください。

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部子育て支援課　TEL73-3111　FAX73-1401

5　介護手当

65歳未満の寝たきりの重度心身障がい者(児)及び特定疾患者と認定され、6か月以上継続して臥床の状態にある方を家庭で介護している方に手当を支給します。

■手当額
月額　5，500円

■支給月
毎年9月、3月(年2回)にそれぞれの当月までの分をまとめて支給します。

■手当が受けられない場合
○　対象者が施設入所しているとき
○　対象者が特別障害者手当または障害基礎年金を受給しているとき
○　対象者が3か月以上入院しているとき
○　介護保険法による要介護者と認定されたとき

■手続に必要なもの
①　印鑑
②　住民票(世帯全員)
③　介護者名義の預金通帳(普通預金)

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部保健福祉課　　TEL73-3111　FAX74-2510

6　在日外国人高齢者障害者福祉給付金支給

無年金者の在住外国人に対し、地域で安定した自立生活を支援するために福祉給付金を支給します。

■対象者
市内在住の無年金者の外国人登録者で、次の方です。
○　障害者
①　昭和37年1月1日以前に生まれた重度心身障がい者のうち、昭和57年1月1日以前に重度心身障がい者(身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A)の交付を受けた在日外国人、または同日以降に重度心身障がい者になったが、その初診日が同日前の在日外国人
②　昭和36年4月1日以降昭和57年1月1日以前に日本国籍を取得した重度心身障がい者のうち日本国籍取得日前に満20歳に達していた方で、日本国籍取得日前に重度心身障がい者であった方、または同日以降重度心身障がい者となったが、その初診日が同日前の方
○　高齢者
大正15年1月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可または特別永住許可を受けている方

■支給額
○　重度心身障害者　　月額　25，000円
○　特別永住許可または永住許可を受けている高齢者　　月額　12，000円

■支給月

毎年8月、12月、4月（年3回）にそれぞれの前月までの分をまとめて支給します。

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部保健福祉課　　TEL73-3111　FAX74-2510

特別障害者手当等の所得制限について

手当・年金制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは、手当・年金を受給することができない場合があります。

判定の対象となる所得が、次の所得制限額を超える場合は、その年の8月分から翌年7月まで受給することができません。

判定の対象となる所得　＝　前（々）年中の所得　－　各種所得控除

■所得制限額

扶養親族等の数			0人 円	1人 円	2人 円	3人 円	4人目以降追加額 円
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	受給資格者		3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
特別児童 扶養手当	受給資格者		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
児童扶養手当 ※	受給資格者	全部支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	380,000
		一部支給停止	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
	配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000
特別障害給付金 障害基礎年金	受給資格者	全部支給停止	4,621,000	5,001,000	5,381,000	5,761,000	380,000
		1/2支給停止	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	380,000

（1）受給資格者の所得で次の場合は加算がされます。

・扶養親族などに老人控除対象配偶者または老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円

・扶養親族などに特定扶養親族があるときは、1人につき250,000円（※のあるものについては150,000円）

（2）配偶者・扶養義務者の所得（扶養親族などの数が2人以上の場合）で次の場合は加算がされます

・扶養親族などに老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族などがないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

7　障害基礎年金（国民年金）

障害基礎年金は、国民年金加入中に障がい者になった場合や20歳前の障害で障がい者になった場合に支給されます。（20歳前の障害で障がい者となった方には、本人の所得制限があります。）

■支給要件

★　保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上ある方。

★　20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた方が、障害の状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。

■障害認定時

初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。

■年金額

＜昭和31年4月2日以後生まれの方＞

○　1級：1，059，125円　＋　子どもの加算

○　2級：　847，300円　＋　子どもの加算

＜昭和31年4月1日以前生まれの方＞

○　1級：1，036，625円　＋　子どもの加算

○　2級：　829，300円　＋　子どもの加算

◇　子どもの加算

第1子・第2子　　各243，800円

第3子以降　　各　81，300円

※令和8年4月時点の金額です。

※年金制度改正により支給額が変更となる場合があります。

「子どもの加算」は、その方に生計を維持されている子どもがいるときに加算されます。

なお、「子ども」とは、次のいずれかに該当する方に限ります。

★18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子

★20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部国保医療課	TEL73-3111　FAX73-6970
総合分庁舎市民窓口課	TEL77-8811　FAX77-9825
函館年金事務所	TEL31-9086　FAX53-6589

8　障害厚生年金・障害手当金

障害厚生年金は、在職中にかかった病気やケガがもとで、身体に障害が残った時、または、1年6か月たっても治らないときに一定の障害の状態に該当する場合に支給されます。
また、厚生年金加入中に初診日のある傷病が5年以内に治り、3級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金独自の障害手当金が支給されます。

■支給要件
厚生年金加入期間中に初めて傷病による医師の診療を受けた初診日があり、障害基礎年金の支給要件を満たしている方であること。

■障害認定時
初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。

■年金額
厚生年金の加入期間などによって異なります。

■障害等級
1・2級：障害基礎年金と同じ
3級：視力の良い方の眼の視力が0.1以下のもの等

■申請窓口・お問い合わせ先
函館年金事務所　　TEL31-9086　FAX53-6589

9　特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がい者の方に、特別障害給付金が支給されます。

■支給の対象となる方

① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（※1）

② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者など（※2）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※3）があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方が対象となります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。
　なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。
　また、給付金を受けるためには、年金事務所での認定が必要になります。

（※1）国民年金任意加入であった学生とは、以下を目安としてください。
次の①または②の昼間部在学していた学生（定時制、夜間部、通信を除く。）
①大学（大学院）、短大、高等学校および高等専門学校
②また、昭和61年4月から平成3年3月までは、上記①に加え、専修学校及び一部の各種学校
（※2）被用者などの配偶者とは、以下の場合となります。
① 被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合など）の加入者の配偶者
② 上記①の老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者（通算老齢・通算退職年金を除く）の配偶者
③ 上記①の障害年金受給者の配偶者
④ 国会議員の配偶者
⑤ 地方議会議員の配偶者（ただし、昭和37年12月以降）
（※3）障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

■支給額

障害基礎年金1級相当に該当する方：令和7年度基本月額56，850円（2級の1.25倍）
　〃　　2級相当に該当する方：令和7年度基本月額45，480円
※年金制度改正により支給額が変更となる場合があります。

○ ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額または半額に制限される場合があります。

○ 老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（老齢年金などの額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）

○ 経過的福祉手当を受給されている方へ
特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

○ 特別障害給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。

○ 支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）で、前月までの分が支給されます。（初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に前々月までの分が支払いされる場合があります。）

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部国保医療課	TEL73-3111　FAX73-6970
総合分庁舎市民窓口課	TEL77-8811　FAX77-9825
函館年金事務所	TEL31-9086　FAX53-6589

10　心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

■障がいのある方の対象範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。(年齢は問いません。)

① 知的障がいのある方
② 身体障がいのある方で、身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度の障害と認められるもの。たとえば、統合失調症・脳性麻痺・進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

■加入できる保護者の要件

障がいのある方を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など)であって、次のすべての要件を満たしている方です。

① 北海道内に住所があること
② 年齢が65歳未満であること(年齢は、毎年の4月1日における年齢です。)
③ 特別な疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること
④ 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

■加入口数

心身障がい者1人につき、2口まで加入できます。

■掛金月額

掛金は、加入者の加入時の年齢により、1口当たり次のとおりです。

(令和7年4月1日時点)

加入する年度の4月1日現在の年齢	掛金月額(1口あたり)
35歳未満の方	9,300円
35歳以上40歳未満の方	11,400円
40歳以上45歳未満の方	14,300円
45歳以上50歳未満の方	17,300円
50歳以上55歳未満の方	18,800円
55歳以上60歳未満の方	20,700円
60歳以上65歳未満の方	23,300円

※注　掛金月額は、制度改正に伴って改訂されることがあります。

■掛金減免制度

北海道では、次のいずれかに該当する加入者について掛金を1口に限り減免します。

世帯区分	減免割合(1口目)
生活保護世帯	月額掛金　全額減免
市町村民税非課税世帯	月額掛金　50%減免
市町村民税均等割課税世帯	月額掛金　30%減免
市町村民税所得割課税世帯	月額掛金　100%(減免なし)

北斗市心身障害者扶養共済掛金助成制度

市では、市に居住する加入者に対し、加入者が納付した扶養共済掛金1口分を全額助成します。（手続きについては、加入者に案内通知でお知らせします。）
■支給時期：9月頃（4～9月までの掛金）、3月頃（10～3月までの掛金）

■税金の控除

掛金全額が所得税及び住民税の控除となり、受け取った年金、弔慰金に対して所得税はかかりません。

■年金の支給

加入者が死亡または重度障がい者になったときは、請求に基づきその月から心身障がい者に対し、年金（非課税）が支給されます。

■弔慰金の支給

1年以上加入した後、不幸にして加入者（親）に先立って心身障害児（者）が死亡したときは、請求に基づき一時金として加入期間に応じ、次のように弔慰金（非課税）が、支給されます。

（令和7年4月1日時点）

加入時期／死亡時期／加入年月	平成19年度以前加入		平成20年度以降加入
	障害者死亡日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

■脱退一時金の支給

5年以上加入した後、加入者が脱退（口数の減少）の申し出をしたときは、請求に基づき一時金として加入期間に応じ、次の脱退一時金が支給されます。

（令和7年4月1日時点）

加入時期／脱退時期／加入年月	平成19年度以前加入		平成20年度以降加入
	脱退日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
1年以上5年未満	30,000円	45,000円	75,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

■脱退など

次のようなときには、脱退または加入者（被保険者）でなくなります。

① 加入者が死亡し、または重度障害となったとき（年金の受給が開始します。）
② 障がいのある方が加入者より先に死亡したとき（加入期間が1年以上のときは弔慰金が支給されます。）
③ 加入者が脱退の申し出をしたとき（加入期間が5年以上のときは脱退一時金が支給されます。）
④ 掛金を一定期間以上滞納したとき
⑤ 加入者が他の道府県・指定都市に転出し、引き続き転出先の同制度に加入を継続するときは、北海道の制度からは脱退となります。

※　実施主体が各道府県・指定都市単位となっていますので、転出先の道府県・指定都市において同制度の加入手続が必要です。（加入期間は通算されます。）

■加入の手続

1　新規（初めて加入するとき）

渡島総合振興局　社会福祉課に次の書類を添えてお申し込みください。（(1)(3)(5)の書類は窓口にあります。また、お申込みの際印鑑をお持ちください。）

(1)加入等申込書
(2)住民票（保護者及び障がいのある方それぞれに必要です。）
(3)申込者（被保険者）告知書（保護者の健康状態を告知する書類です。）
(4)障害の種類及び程度を証明する書類
（身体障害者手帳、療育手帳及び年金証書など）
(5)年金管理者指定届書（障がいのある方が年金を管理することが困難なとき）

2　転出（既に加入している方が、他の道府県・指定都市へ転出するとき）

既に加入している方が、住所の移転により、継続して転出先の道府県・指定都市で加入する場合は、上記の(1)、(2)、(5)の書類と今まで加入していた北海道の加入番号をお知らせください。（転出先の市町村役場での手続きとなります。）

3　口数追加（既に1口加入している方が、新たに2口目の加入をするとき）

上記の(1)と(3)の書類が必要です。（加入口数の限度は、障がいのある方1人につき2口です。）

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　TEL73-3111　FAX74-2510
渡島総合振興局保健環境部社会福祉課　TEL47-9531　FAX47-9225

1 重度心身障がい者医療費の助成

身体障害者手帳4級以上の交付を受けた方、知的障がい者、精神障がい者1級と判定された方の医療費(注1)の自己負担額を助成します。

■対象者
- ○ 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けた方
- ○ 療育手帳B判定以上の交付を受けた方
- ○ 知能指数(IQ)65以下と診断された方
- ○ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

※ただし、65歳以上の方で一定の障害をお持ちの方が後期高齢者医療制度に加入しない場合は助成が受けられなくなります。

■助成内容
医療費の自己負担額
(注1)精神障害については、通院医療費の自己負担額(入院は対象外)

■手続に必要なもの
- ① 加入している健康保険がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)
- ② 次のいずれかの書類
  - ○ 身体障がい者:身体障害者手帳
  - ○ 知的障がい者:次のいずれかのもの
    - ・ 療育手帳
    - ・ 診断書
    - ・ 知能指数判定書
  - ○ 精神障がい者:精神障害者保健福祉手帳

■申請窓口
民生部国保医療課
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先
民生部国保医療課医療給付係　　TEL73-3111 FAX73-6970

2 精神通院医療(自立支援医療)

精神障害の医療を受けるために病院や診療所に通院するときの医療費の公費負担を受けることができます。

■費用負担
医療費の自己負担が、原則1割負担となります。また、世帯(※)の所得状況などに応じて上限月額が定められます。
(※)受診者と同じ医療保険に加入している方のことを同一世帯と捉えています。
自立支援医療の詳細は、「障害に係る自立支援医療」をご覧ください。

■有効期間
1年間 ※有効期限の3か月前から更新申請ができます。

■手続に必要なもの
① 診断書(精神通院医療専用の診断書)作成日から3ヶ月以内のもの
② 受診者及び同じ医療保険に加入している方の加入医療保険がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)
③ 障害基礎年金などの公的年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当など金額がわかるもの(受給者のみ)
④ 受診者及び同じ医療保険に加入している方の個人番号(マイナンバー)確認書類

■申請窓口
民生部保健福祉課福祉サービス係(⑥番窓口)
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

3 更生医療(自立支援医療)

障害部位に対する手術などにより、障害を軽減し、日常生活の便宜を図るための医療が給付されます。

■対象者
身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、手術などにより障害が軽減されると判定された方
○ 対象医療
角膜手術、外耳形成術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法など

■費用負担
原則として、医療費の1割及び入院時の食費(標準負担額相当)が自己負担となります。ただし、世帯の所得状況などに応じて負担上限月額が設定されます。
※自立支援医療の詳細は、「障害に係る自立支援医療(P9)」をご覧ください。

■手続に必要なもの
① 自立支援医療費(更生医療)支給認定申請書
② 自立支援医療(更生医療)意見書
③ 加入している健康保険がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)
④ 個人番号(マイナンバー)確認書類

■申請窓口
民生部保健福祉課福祉サービス係(⑥番窓口)
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

4 育成医療(自立支援医療)

身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し、医療の給付によって確実な治療効果が期待されるときに給付されます。

■対象疾患

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、先天性内臓障害、免疫機能障害など

※内臓疾患によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みのあるものに限ります。

■費用負担

原則として、医療費の1割及び入院時の食費(標準負担額相当)が自己負担となります。ただし、世帯の所得状況などに応じて負担上限月額が設定されます。

※自立支援医療の詳細は、「障害に係る自立支援医療(P9)」をご覧ください。

■手続に必要なもの

① 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書
② 自立支援医療(育成医療)意見書
③ 加入している健康保険がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)
④ 個人番号(マイナンバー)確認書類

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係(⑥番窓口)
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　TEL73-3111　FAX74-2510

1 相談支援

相　談　支　援

● 在宅の障がいのある方に対して、日常生活における様々な相談をお受けするとともに、在宅福祉サービスの利用手続きの申請のお手伝いや専門機関の紹介などを行い、障がいのある方やその家族の地域における生活を支えます。相談費用はかかりません。

相談機関	住所及び電話番号
障がい者生活支援センター アシスト･ほくと	北斗市久根別1丁目7番10号 TEL84-6681･FAX73-5150
相談支援事業所 にじのはじまり	北斗市本町2丁目1番18号 TEL76-2600･FAX76-0591
障害者生活支援センター ぱすてる	函館市石川町90番7号 TEL34-2611･FAX34-2612

● 精神障がいのある方の専門相談をお受けしています。

相談機関	住所及び電話番号
函館地域生活支援センター	函館市駒場町9番24号 TEL54-6757･FAX54-6811

療育・発達障がいなどの相談

● 発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族に対して、相談支援及び療育を行っています。

相談機関	住所及び電話番号
発達支援センター おしま地域療育センター	函館市石川町41番2号 TEL46-6641･FAX47-8496

● 自閉症を中心とした発達障がいをもつ方の相談をお受けしています。

相談機関	住所及び電話番号
発達障害者支援センター あおいそら	函館市石川町90番7号　ぱすてる2F TEL46-0851･FAX46-0857

就職などの相談

● 障がいのある方で、就職を希望されている方や職場で問題を抱えている方の相談、及び企業の障がい者雇用に関する相談をお受けしています。

相談機関	住所及び電話番号
函館障害者就業･生活支援センター すてっぷ	函館市石川町90番7号 TEL34-7177･FAX34-5545

身体障害者相談員・知的障害者相談員

● 北海道が設置する身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、障がいのある方などの相談をお受けし、必要な指導を行うとともに地域活動の推進などを行っています。

区　分	氏　名	住　所	電話	任期
身体障害者相談員	野村　良雄	北斗市七重浜6丁目5番9号	49-3822	R8.4.1 ～ R10.3.31
知的障害者相談員	下重　建治	北斗市常盤2丁目1番13号	73-4017	

2　補装具費の支給

身体障害者手帳を持っている方の失われた部分や損なわれた機能を補う用具の購入費、借受け費、修理費を支給します。

補　装　具　費　の　支　給　の　仕　組　み

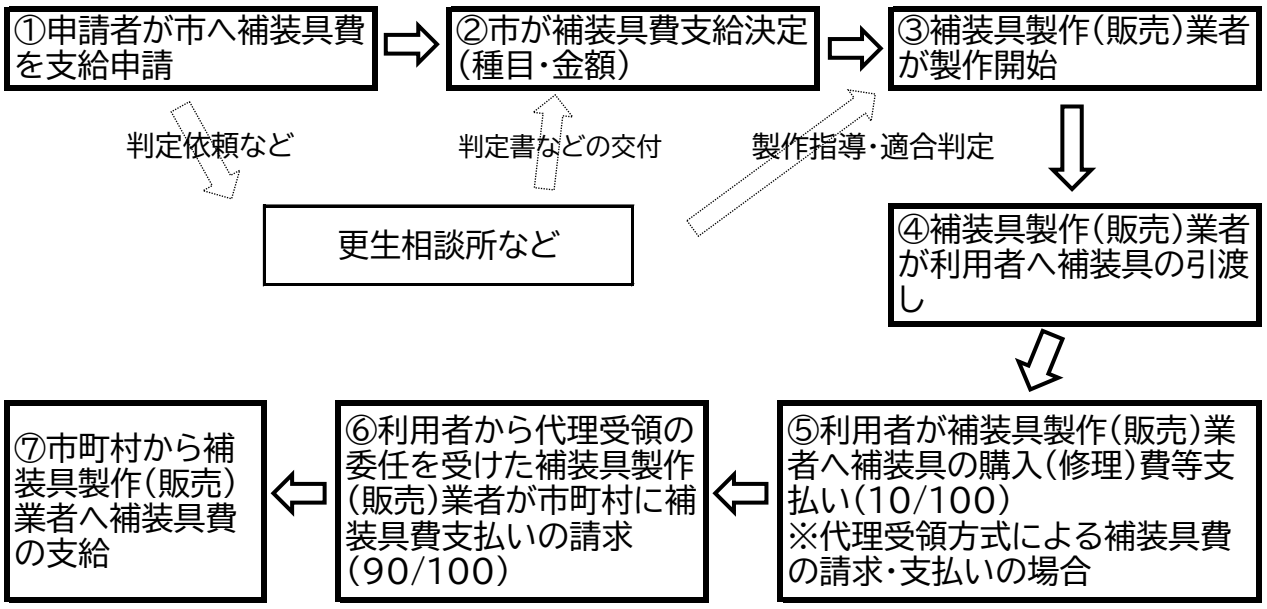

制　度　の　利　用　者　負　担

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率(1割)となっています。
ただし、世帯(本人及び配偶者)の所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。
また、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

■対象者

身体障害者手帳の交付を受けた方、政令で規定された難病等に該当する方

■対象用具

障害種別	補装具の種目(例)
視覚障害	視覚障害者安全つえ・眼鏡・義眼・遮光眼鏡・矯正用眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具(下肢・靴型・体幹・上肢)・車椅子・歩行器・座位保持装置・電動車椅子・歩行補助杖・重度障害者用意思伝達装置
内部障害	車椅子・電動車椅子

■手続に必要なもの

① 補装具費支給申請書
② 身体障害者手帳
③ 補装具費支給意見書(必要に応じて)
④ 交付、借受け又は修理を希望する用具の見積書(指定業者)
⑤ 個人番号(マイナンバー)確認書類

■その他

必ず購入前に申請をしてください。(購入したものは支給の対象となりません。)

また、身体障害者手帳に記載されていない障害に対する補装具については、交付(借受け、修理)の対象になりません。

■補装具の借受け制度

平成30年度より、以下の種目について補装具の購入、修理に加え借受けができるようになりました。

・ 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
・ 重度障害者用意思伝達装置
・ 歩行器
・ 座位保持椅子

なお、この制度は次の場合に利用できます。

① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
② 障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係(⑥番窓口)
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

3　日常生活用具・自助具の給付

在宅で身体障がいのある方などの日常生活を容易にし、便宜を図るために、次のような日常生活用具または自助具の給付や貸与を行っています。

■対象者

身体障がい児・者、知的障がい児・者

※自助具及び用具の貸与の対象者は、所得税非課税世帯に属する方です。

■手続に必要なもの

① 日常生活用具給付(貸与)申請書

② 給付または貸与を希望する用具の見積書

③ 個人番号(マイナンバー)確認書類

※申請以前に購入したものについては、対象になりません。

※対象用具には、それぞれ限度額がありますので、限度額を超える金額については、支給額の対象になりません。

■支給額

価格(基準額か見積書記載金額のいずれか低い金額)から自己負担月額を差し引いた金額を支給します。

自己負担月額は、住民票上の世帯員全員の前年分所得税課税額に応じた額となります。

詳しくは「日常生活用具徴収基準額表(P52)」をご覧ください。

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係(⑥番窓口)
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

■日常生活用具種目一覧表

種目	品目	主な性能	対象者の障害及び障害程度
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚などの訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢または体幹機能障害2級以上で、18歳以上の方
	特殊マット	褥瘡の防止または失禁などによる汚染または損耗を防止できるようマットにビニール等の加工などの機能を有するもの	下肢または体幹機能障害1級（常時介護を要する方に限る。）で、原則として3歳以上の方
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい（児）または介護者が容易に使用し得るもの	下肢または体幹機能障害1級（常時介護を要する方に限る。）で、原則として学齢児以上の方
	入浴担架	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢または体幹機能障害2級以上（入浴に当たって家族など他人の介助を要する方に限る。）で、原則として3歳以上の方
	体位変換器	障がい者（児）または介助者が障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換などに当たって、家族など他人の介助を要する方に限る。）で、原則として学齢児以上の方
	移動用リフト	介護者が重度身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	下肢または体幹機能障害2級以上の方で、原則として3歳以上の方
	訓練いす（児のみ）	原則として付属のテーブルをつけるものとする	下肢または体幹機能障害2級以上の方で、原則として3歳以上の児童
	訓練用ベッド（児のみ）	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢または体幹機能障害2級以上の方で、原則として学齢児以上の児童

種目	品目	主な性能	対象者の障害及び障害程度
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水などを補助でき、障がい者（児）または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	下肢または体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする方で、原則として3歳以上の方
	便器	障がい者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	下肢または体幹機能障害2級以上の方で、原則として3歳以上の児童

Ⅴ　日常生活の支援

種目	品目	主な性能	対象者の障害及び障害程度
自立生活支援用具	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度または最重度である方で、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する児童転倒などにより頭部を強打するおそれのある方
	T字状・棒状のつえ	歩行時に身体を支え、安定させられるもの	比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される方
	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープなどであること ア　障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする方であって、原則として3歳以上の方
	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	上肢障害2級以上で、原則として学齢児以上の方
	火災警報機	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)または児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度または最重度であるものであって火災発生の感知及び避難が著しく困難な方(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)
	自動消火器	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	
	電磁調理器	視覚障がい者などが容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)または児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度または最重度であって、18歳以上の方
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の方
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声などを視覚、触覚などにより知覚できるもの	聴覚障害2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
	食事支援ロボット	上肢障がい者が操作装置を身体の一部を動かして自分で食事ができるもの	四肢機能の全廃または両上肢機能の全廃で坐位保持困難な体幹機能障害1級であって、機器の操作が理解できると認められる方
	保温ブーツ	足部の保護及び保温する機能を有し、容易に着脱することができるもの	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、車いすを常用している方。(障がい児は原則3歳以上)

種目	品目	主な性能	対象者の障害及び障害程度
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方であって、原則として3歳以上の方
	ネプライザー（吸入器）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者であって、必要と認められる方で、原則として学齢児以上の方
	電気式たん吸引器	障がい者（児）が容易に使用し得るもの	
	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う方
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい者などが容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の方（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で、18歳以上の方（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングする事が可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の器具の装着が必要な方
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障がい者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する方で、原則として学齢児以上の方
	情報・通信支援用具 ※障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトなど	視覚障がい者用ワープロソフト（入力文字を音声化）・画面拡大ソフト（強度の弱視者用に画面を拡大）・画面音声化ソフト（画面の文字を音声化）・インテリキー（障害に合わせることができる大型キーボード）・ジョイスティック（マウスが使えない方のための操作棒）など	視覚障害1・2級または上肢障害1・2級の方
	点字ディスプレイ	文字などのコンピューターの画面情報を点字などにより示すことのできるもの	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる方
	点字器	点字を打つための用具。点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	視覚障がい者（児）
	点字タイプライター	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の方（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る）

種目	品目		主な性能	対象者の障害及び障害程度
情報・意志疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 再生専用機	①音声などにより操作ボタンが知覚または認識できかつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの または、 ②音声などにより操作ボタンが知覚または認識できかつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の方
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読みとり、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上の方
	視覚障害者用拡大読書器		画像入力装置を読みたいもの(印刷物など)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字など)をモニターに映し出せるもの	視覚障がい者であって、本装置により文字などを読むことが可能になる方で原則として学齢児以上の方
	盲人用時計	解読時計 音声時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	視覚障害2級以上で、18歳以上の方。 なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがあるなどのため触読式時計の使用が困難な方を原則とする
	聴覚障害者用通信装置		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用できるもの	聴覚障がい者または発声・発語に著しい障がいを有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められる方で、原則として学齢児以上の方
	聴覚障害者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受診するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用しうるもの	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	人工喉頭		喉頭を全摘出したことなどにより、音声機能を喪失した方に対して用いられる代用音声の用具	喉頭摘出者。電動喉頭の対象者は、職業上または学校教育上、真に必要な方
	福祉電話(貸与)		障がい者が容易に使用し得るもの	難聴者または外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要性があると認められる方及びファックス被貸与者(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	地デジ対応ラジオ		テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障害2級以上(原則として学齢児以上の方)

種目	品目		主な性能	対象者の障害及び障害程度
情報・意志疎通支援用具	ファックス（貸与）		障がい者が容易に使用し得るもの	聴覚または音声・言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要性があると認められる方（電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーションなどが困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）		編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	視覚障がい者であって、原則として学齢児以上の方
	点字図書		点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者・児
排泄管理支援用具	収尿器、ストマ用装具、紙おむつ	収尿器	排尿を自分の意志でコントロールすることができず、常時失禁状態にある方の収尿のための用具	脊髄損傷などによる排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする方
		ストマ用装具	大腸の切除などにより人工肛門または人工膀胱を造設した方が身体に装着して排泄物を溜める用具	腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている方
		紙おむつ	紙おむつ、サラシ・ガーゼなど衛生用品	3歳以上の方で次の各号のいずれかに該当する方。 (1) 治療によって軽快の見込みのない、ストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着できない者で、紙おむつを必要とする方。 (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする方。 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする方。 (4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、次の状態のいずれにも該当し、紙おむつを必要とする方。 ア　自力でトイレに行けないこと。 イ　自力で便座（排便補助具の使用を含む）に座ることができないこと。 ウ　介助による定時排泄をすることができないこと。
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		障がい者の移動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢、体幹機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の障害程度等級3級以上の方（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の方）

V　日常生活の支援

■自助具一覧表

種目(品名)	主な性能	対象者の障害及び障害程度		
		重度障がい者	重度障がい児	寝たきり老人
読書スタンド	寝たまま読書ができるもの	障害等級2級以上の方	障害等級2級以上の児童	おおむね65歳以上の寝たきり高齢者
ページめくり	手の不自由な障がい者などが読書に使用できるもの			
ヘルプハンド	手足の不自由な障がい者などがものをつかむのに使用できるもの			
トイレ付ベッド	ベッドに便器のついたもの			
入浴用リフト	回転、上下移動が可能なもの			
洗髪器	寝たままの状態で洗髪できるもの			
難熱性寝具	日本防災協会に設置する防災製品認定協会において認定ラベルの貼付がされているもの			
空気洗浄器	室内の空気の消毒殺菌に効果のあるもの			
ベッド用テーブル	ギャッジベッドで背を起こした状態のまま使用できるもの			
簡易和式ギャッジ	布団に寝たまま、上半身及び脚部が持ち上げられるものや背もたれで角度調整ができるもの			
トイレ用トランスファーボード	車いすから洋式便座に乗り移ることを容易にするもの			

■自助具徴収基準額表

世帯階層区分			徴収基準月額
A	生活保護法による被保護世帯		0円
B	当該年度分の市民税非課税世帯		0円
C1	所得税非課税世帯	当該年度分の市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,250円
C2		当該年度分の市民税所得割課税世帯	2,900円

■日常生活用具徴収基準額表

世帯階層区分			徴収基準月額		加算基準額
			世帯主	世帯員	
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円
B	当該年度分の市民税非課税世帯		0円	0円	0円
C1	所得税非課税世帯	当該年度分の市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	1,120円	2,250円	450円
C2		当該年度分の市民税所得割課税世帯	1,450円	2,900円	580円
D1	所得税課税世帯	前年分所得税　4,800円以下	1,720円	3,450円	690円
2		〃　4801円～　9,600円	1,900円	3,800円	760円
3		〃　9601円～　16,800円	2,120円	4,250円	850円
4		〃　16,801円～　24,000円	2,350円	4,700円	940円
5		〃　24001円～　32,400円	2,750円	5,500円	1,100円
6		〃　32,401円～　42,000円	3,120円	6,250円	1,250円
7		〃　42,001円～　92,400円	4,050円	8,100円	1,620円
8		〃　92,401円～　120,000円	4,670円	9,350円	1,870円
9		〃120,001円～　156,000円	5,770円	11,550円	2,310円
10		〃156,001円～　198,000円	6,870円	13,750円	2,750円
11		〃198,001円～　287,500円	8,920円	17,850円	3,570円
12		〃287,501円～　397,000円	11,000円	22,000円	4,400円
13		〃397,001円～　929,400円	13,070円	26,150円	5,230円
14		〃929,401円～1,500,000円	20,170円	40,350円	8,070円
15		〃1,500,001円～1,650,000円	21,250円	42,500円	8,500円
16		〃1,650,001円～2,260,000円	25,720円	51,450円	10,290円
17		〃2,260,001円～3,000,000円	30,620円	61,250円	12,250円
18		〃3,000,001円～3,960,000円	35,950円	71,900円	14,380円
19		〃　3,960,001円以上	全額	全額	左の徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円

4　障がい児紙おむつ給付

常におむつを使用し、重度の障がいがある方（原則3歳以上18歳未満）に対し、紙おむつを支給します。

■対象者
- 身体障害者手帳保持者で、障害程度が肢体不自由である方
- 身体障害者手帳保持者で、1級又は2級に該当する内部機能障害を有し、且つ日常生活行動の移動が困難で介助が必要な方
- 療育手帳保持者
- 小児慢性特定疾病を有する方

■手続に必要なもの
① 障がい児紙おむつ給付申請書
② 障がい児紙おむつ給付意見書（年度毎に1度提出が必要です。）
③ 身体障害者手帳又は療育手帳（所持者のみ。）
④ 給付を受ける紙おむつの見積書
※申請以前に購入したものについては、対象になりません。

■支給額

価格（基準額か見積書記載金額のいずれか低い金額）から自己負担月額を差し引いた金額を支給します。
自己負担月額は、住民票上の世帯員全員の前年分所得税課税額に応じた額となります。
詳しくは「日常生活用具徴収基準額表（P52）」をご覧ください。

■申請窓口
民生部保健福祉課福祉サービス係（⑥番窓口）
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

5 住宅改修費の給付

日常生活を営むのに著しく支障のある身体障がいのある方などが段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。

■対象者

下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障がい者又は学齢児以上の身体障がい児であって障害程度等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の方)

原則、対象者1人につき1回に限りとなります。

■対象箇所

① 手すりの取付け
② 床段差の解消
③ 床材の変更
④ 引き戸などへの扉の取替え
⑤ 洋式便所などへの便器の取替え

■限度額

200,000円(改修に要する経費が200,000円以下の場合はその金額)
※障害をお持ちの方の世帯、扶養義務者の所得に応じて、自己負担があります。

■支給額

価格(基準額か見積書記載金額のいずれか低い金額)から自己負担月額を差し引いた金額を支給します。

自己負担月額は、住民票上の世帯員全員の前年分所得税課税額に応じた額となります。

詳しくは「日常生活用具徴収基準額表(P52)」をご覧ください。

■手続に必要なもの

① 住宅改修費給付申請書
② 改修に要する見積書、図面
③ 改修前の写真
④ 個人番号(マイナンバー)確認書類
⑤ 身体障害者手帳

※申請以前に改修したものについては、対象になりません。

■介護保険制度の優先

65歳以上の方、40歳～64歳までの介護保険法の特定疾病に該当する方については、介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費制度が対象となります。

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係(⑥番窓口)
総合分庁舎市民窓口課

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

6　移動支援（地域生活支援事業）

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のために、外出時にガイドヘルパーなどを派遣して移動の支援を行います。

■対象者

① 屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者
② 脳性まひ者等全身性障がい者
③ 知的障がい者
④ 精神障がい者
⑤ 障がい児

※通院時の移動支援については、原則として介護給付費の居宅介護で移動を支援します。

※重度訪問介護対象者については、介護給付費の重度訪問介護で移動を支援する事があります。

※重度の知的障がい者または精神障がい者の方については、介護給付費の行動援護で移動を支援することがあります。

■支援の内容

① 個別支援
　個別的支援が必要な方に対するマンツーマンによる支援
② グループ支援
　ア：複数の障がい者などへの同時支援
　イ：屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

■手続に必要なもの

① 地域生活支援事業利用申請書
② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
③ 個人番号（マイナンバー）確認書類

■利用者負担

原則として、市の委託費の1割（生活保護受給者は無料）

※市では、この事業の利用者負担については、障害者自立支援給付の月額負担上限額の対象としていますので、利用者負担が軽減される場合があります。

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係（⑥番窓口）
総合分庁舎市民窓口課

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

7　手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣（地域生活支援事業）

聴覚障がい、音声または言語機能に障がいのある方が意志の疎通を円滑にするため、手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣します。

■利用の登録

初めて手話通訳者などの派遣を受けようとする方は、あらかじめ利用登録の手続きが必要です。

※緊急を要する場合は、利用の登録手続は事後でも差し支えありません。

■手続に必要なもの

① 北斗市福祉事業利用申請書
② 身体障害者手帳
③ 個人番号（マイナンバー）確認書類

■利用者負担

無料

■利用方法

派遣を受けようとするときは、派遣を必要とする日の10日前までに派遣依頼書を委託先である「障害者生活支援センターぱすてる」にファクシミリなどで送信します。

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

8　日中一時支援（地域生活支援事業）

障がい児・者などを介護している家族の就労や一時的な休息のために、短期入所施設や通所施設において日中受入して見守りなどを行います。

■対象者

① 障害児通所支援給付費対象者
② 自立支援給付費対象者で日中の見守り（医療は除く）が必要と判断される者
※支給決定を受けている必要はありません。

■支援の内容

日中において監護する者がいないために、一時的に見守り等の支援が必要な心身障がい児・者等の見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

■利用者負担

原則として、市の委託費の1割（生活保護受給者は無料）

※市では、この事業の利用者負担については、障害者自立支援給付の月額負担上限額の対象としていますので、利用者負担が軽減される場合があります。

■手続に必要なもの

① 地域生活支援事業利用申請書
② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
③ 個人番号（マイナンバー）確認書類

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

9　地域活動支援センター（地域生活支援事業）

障がいのある方などを通わせ、支援センターにおいて創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図ります。

■対象者

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者

■基礎的事業の内容

① 創作的活動事業

スポーツ、レクリエーション、手芸工作、絵画や地域活動などの技術援助及び作業を行います。

② 生産活動事業

地域の実状及び製品の需給状況を考慮し、できるだけ多数の作業種目により障がいのある方などの特性及び能力に応じた作業指導または職業の提供を行います。

③ 地域活動等事業

社会生活の適応性を高めるための日常生活動作などの訓練、生活マナーなどの講習、当事者の自主的な活動の支援、地域との交流などを図るための場や機会の提供など、地域生活の支援と地域活動の促進を目的とした事業を行います。

■地域活動支援センターの指定

市では、「はあと地域共同作業所」を地域活動支援センターに指定しています。

※函館市内や七飯町内にある身体、知的、精神の共同作業所（地域活動支援センター）についても、利用することができます。

■利用者負担

地域活動支援センターは無料です。

※他市町の地域活動支援センターまたは共同作業所については、有料の場合がありますので、利用希望される方は各センターにお問い合わせください。

■申請窓口・お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

10　訪問入浴サービス（地域生活支援事業）

入浴が困難な重度の身体障がい者の方に対して、浴槽など入浴機材を自宅に搬入して入浴サービスを行います。

■対象者

在宅の重度身体障がい者の方で、デイサービスセンターに通所することが困難な方

※感染性疾患を有し、他の方に感染するおそれのある方や医療機関に入院して医療を受ける必要がある方などは、利用することができません。

■利用者負担

原則として、市の委託費の1割（生活保護受給者は無料）

※市では、この事業の利用者負担については、障害者自立支援給付の月額負担上限額の対象としていますので、利用者負担が軽減される場合があります。

■手続に必要なもの
① 地域生活支援事業利用申請書
② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
③ 個人番号(マイナンバー)確認書類

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

11 障害者地域活動緊急生活支援

障がいのある方を日常的に介護している方に緊急な出来事などが生じ、介護できない場合に生活支援員を居宅に派遣して介護などのサービスを行います。

■緊急とは
・ 保護者が風邪など急病で介護できなくなったとき
・ 保護者が家族や親族の緊急の理由によって介護ができなくなったとき
・ 保護者が緊急の社会的な理由で介護ができなくなったとき

■支援の内容
次に掲げるものについて、生活支援員を派遣して行います。
① 心身障がい者の居宅での保護
② 作業所、学校などへの送迎
③ その他、介護者に緊急な出来事が生じた場合の介護など
※利用時間は1回につき、5時間以内です。

■対象者
在宅の心身障がい児・者

■利用者負担
1時間につき500円、交通費500円

■手続に必要なもの
① 北斗市福祉事業利用申請書
② 身体障害者手帳・療育手帳
③ 個人番号(マイナンバー)確認書類

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

12　緊急通報システムの設置

日常生活に不安がある重度の身体障がい者や高齢者の方に対し、緊急時に対応するための緊急通報装置を貸与します。
※NTT固定電話の回線を利用しますので、回線が無い場合は設置ができないこともあります。

13　除雪サービス

除雪が困難な重度の身体障がい者世帯や高齢者世帯に対して、生活路などの確保のための自宅の玄関前などから公道出入口までの除雪を行います。

14　布団乾燥サービス

寝たきりの身体障がい者の方などが使用する寝具の衛生管理のため、寝具の丸洗い乾燥を行います。

15　訪問理美容サービス

老衰、心身の障害及び傷病などにより理容院や美容院に出向くことが困難である在宅の重度の身体障がい者の方などに対して、理容師または美容師が居宅を訪問し、理容または美容のサービスを行います。

16　食の自立支援(配食サービス)

調理が困難な障がい者などの方が健康で自立した生活を送ることができるよう、「食」関連サービスの利用調整を行い、配食サービスが必要と認められる方に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部保健福祉課　　TEL73-3111　FAX74-2510

17　盲導犬の貸与

重度の視覚障がい者の方の行動範囲を拡大し、社会復帰および自立更生を促進するために、盲導犬を貸与します。

■対象者
18歳以上で身体障害者手帳(1種1級程度)を持ち、視力による単独歩行が困難な方

■手続き・お問い合わせ先
財団法人北海道盲導犬協会
〒005-8222　札幌市南区南30条西8丁目1番1号
TEL(011)582-8222　FAX(011)582-7715

18　市立図書館でのサービス

市立図書館(かなで～る内)に以下のサービスがあります。
- 全国の音声図書や点字図書貸し出し(サピエ図書館)
- 24時間テレビで寄贈された、拡大図書器、活字児童読上機(よむべえ)、音声パソコン
- 音訳資料の作成、対面朗読サービス

19　地域福祉権利擁護事業

判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない、そのような方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域で自立した生活が送られるように支援します。

■対象者

在宅で暮らしている認知性高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方で判断能力が十分でない方

■援助内容

① 福祉サービスについての情報提供、助言をします。
② 福祉サービスを利用したいときの利用手続きのお手伝いをします。（申込みの手続きへの同伴、代行、契約締結など）
③ 公共料金の支払いや年金の受け取りの確認など、日常的な金銭管理のお手伝いをします。
④ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きについてお手伝いをします。
⑤ 通帳、権利証、印鑑などの保管のお手伝いをします。

■利用の手続

利用を希望される方は、お住まいの地域の地域福祉生活支援センターまたは社会福祉協議会にご相談ください。

■利用者負担

相談や生活支援計画の作成などは無料です。
※契約を結んだ後の、生活支援員による援助については利用料が必要です。

■ご相談・お問い合わせ先

北斗市社会福祉協議会　TEL74-2500
渡島地区地域福祉生活支援センター　TEL34-2941

1 身体障害者自動車運転免許取得費の助成

障がいのある方に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
原則として、教習所入所前に手続きをして下さい。

■対象者
身体障害者手帳の1～4級所持者で、免許の取得により就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果があると認められる方

■対象となる経費
免許取得に直接要した費用
（入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許取得料、その他必要な経費）

■助成額
免許取得に直接要した費用のうち、105，000円を限度とします。

■手続に必要なもの
① 障害者自動車運転免許取得助成申請書
② 身体障害者手帳

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

2 身体障害者用自動車改造費の助成

重度の身体障がい者の方が就労などに伴い、自ら運転する車の駆動・操向装置などを改造する場合、その費用の一部を助成します。なお、改造後の申請は原則認められません。

■対象者
18歳以上の身体障がい者の方で、次のすべての要件に該当する方
① 身体障害者手帳の交付を受け、上肢、下肢または体幹の障害等級が1～2級の方
② 自動車運転免許証を有する方
③ 就労などに伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル及びブレーキ）などの一部を改造する必要がある方
④ 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、支給を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

■対象となる経費
操向装置及び駆動装置などの改造に要する経費

■助成額
1件あたり、100，000円が限度です。

■手続に必要なもの
① 身体障害者用自動車改造費助成申請書
② 身体障害者手帳
③ 対象者の前年分所得金額を確認できる書類
④ 車検証の写し
⑤ 改造を行う業者の見積書（改造箇所と改造経費を明らかにしたもの）

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111 FAX74-2510

3 精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業

在宅の精神障がいのある方に対して、その方が社会復帰訓練を目的に通所施設に通所する場合に、通所に要した交通費を助成します。

■対象者
精神障がい者の社会復帰訓練を目的とする施設に通所されている方
※生活保護受給者は除きます。

■助成額
通所に要した交通費

■手続に必要なもの
① 交通費助成金交付申請書
② 精神障害者通所事実証明書
③ 精神障害者交通費助成請求書

■申請窓口・お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111 FAX74-2510

4 駐車禁止除外指定車の申請

障害者手帳の交付を受けている方が自動車を運転する場合、または介護者が歩行困難な障がいのある方のために自動車を使用する場合、申請により、公安委員会から「駐車禁止除外指定車標章」が交付され、駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。申請は原則として手帳の交付を受けた本人が行います。ただし、申請者が未成年、知的障がい者、精神障がい者の場合は親権者等が代理人として申請することができます。

■対象者
① 身体障がい者
○ 視覚障害 4級以上（4級の方は両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の方）
○ 聴覚障害 3級以上
○ 平衡機能 3級
○ 上肢の肢体不自由 2級以上（2級の方は両上肢機能の著しい障害、両上肢のすべての指を欠く方）
○ 下肢の肢体不自由 4級以上
○ 体幹の肢体不自由 3級以上
○ 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
・上肢機能 2級以上（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
・移動機能 2級以上
○ 心臓、じん臓、肝臓、または呼吸器機能障害 3級以上
○ ぼうこう、直腸、小腸または免疫機能障害 3級以上
② 知的障がい者 療育手帳 A判定の方
③ 精神障がい者 1級の方

※上記以外の方でも、北海道には冬道等の特別な事情があることから「歩行が困難なことにより社会生活が制限される方」についても対象になる場合があります。詳しくは警察署窓口に確認してください。

■必要書類
① 標章交付申請書　2枚
② 障害者手帳の写し　2部
③ 印鑑
④ 旧標章(交付を受けたことがある方)

※代理人が申請する場合は上記に加え申立書が必要となります(本人が申請できない理由、本人との関係等)。
なお、車両の使用内容などにより必要書類の追加や許可されない場合もありますので、不明な点、詳しいことについては、警察署窓口に照会し事前に確認してください。

■申請窓口・お問い合わせ先
函館中央警察署　函館市五稜郭町15番5号　TEL31-0110

5 郵便による在宅投票

郵便による在宅投票は、身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が自宅で投票用紙に記入し、市選挙管理委員会へ郵送することにより投票できる制度です。

■対象者

身体に重度の障がいがある方や介護保険の要介護状態区分が要介護5となっている方など。
この制度を利用できる方は、障がいの程度などにより限られていますので、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。

種類	区分	程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	肝臓・免疫	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■お問い合わせ先
北斗市選挙管理委員会　TEL73-3111　FAX73-6970

1 所得税、市・道民税等の軽減

障がい者本人が受けられる特例

障がいのある方は、障害者控除をはじめ、さまざまな特例を受けることができます。

● 所得税・住民税の障害者控除

納税者本人が障がい者であるときは、障害者控除として次の金額が所得金額から差し引かれます。また、合計所得が135万円以下であるときは、住民税は非課税になります。

対象者		所得税 控除額	市・道民税 控除額
障害者	身体障害者手帳　3～6級 療育手帳　B判定 精神障害者保健福祉手帳　2・3級	27万円	26万円
特別障害者	身体障害者手帳　1・2級 療育手帳　A判定 精神障害者保健福祉手帳　1級	40万円	30万円

● 相続税の障害者控除

相続人が障がいのある方のときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

● 特別障害者に対する贈与税の非課税

心身に重度の障害がある特別障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち6，000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3，000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

● 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

北海道などが実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。

● 少額貯蓄の利子などの非課税

身体障害者手帳の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている方（妻または母）及び寡婦年金を受けている方（以下「障がい者等」といいます。）が受け取る一定の預貯金等の利子などについては、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

※注：平成18年1月1日以降、65歳以上の方（障がい者等に該当する方を除きます。）については、この制度の適用を受けることはできません。

◇ 非課税となる預貯金等

預貯金等の種類	非課税限度枠
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円
利付国債、公募地方債（特別マル優）	350万円
郵便貯金	350万円

このマル優、特別マル優、郵便貯金の利子非課税制度を利用するには、預け入れなどの際に、金融機関の窓口などに次に掲げる書類を提示して確認をうける必要があります。

【必要な確認書類】
「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」、証書など
住民票の写しなど（証書などに住所、氏名、生年月日の記載がない場合に必要となります）

障がい者を扶養している方が受けられる特例

障がい者を扶養している方は、障害者控除などを受けることができます。

● **障害者控除**

配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障がい者のときは、障害者控除として下記のとおり所得金額から差し引かれます。

障害者の区分	所得税控除額	住民税控除額
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同居特別障害者	75万円	53万円

※「同居特別障害者」とは、特別障害者である控除対象配偶者または扶養親族で、納税者またはその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方をいいます。

● **配偶者控除**

納税者と生計を共にする控除対象配偶者がいる場合には、配偶者控除として下記の通り所得金額から差し引かれます。

控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額			
	70歳未満の配偶者		70歳以上の配偶者	
	所得税控除額	住民税控除額	所得税控除額	住民税控除額
900万円以下	38万円	33万円	48万円	38万円
900万円超950万円以下	26万円	22万円	32万円	26万円
950万円超1000万円以下	13万円	11万円	16万円	13万円

※年齢はその年の12月31日現在のものです。

● **扶養控除**

納税者と生計を共にする控除対象扶養親族がいる場合には、扶養控除として、下記の通り所得金額から差し引かれます。

扶養親族の年齢		控除額	
		所得税控除額	住民税控除額
16歳以上19歳未満 23歳以上70歳未満		38万円	38万円
19歳以上23歳未満		63万円	45万円
70歳以上	同居老親等	58万円	45万円
	上記以外	48万円	38万円

※年齢はその年の12月31日現在のものです。

※「同居老親等」とは年齢が70歳以上の扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系の親族で、納税者またはその配偶者と常に同居している方をいいます。

■お問い合わせ先

函館税務署　TEL0138-31-3171

北斗市総務部税務課　TEL0138-73-3111

2 個人事業税の非課税・減免措置

・重度の視力障害者（両眼視力を喪失または両眼の視力が0．06以下の方）が、あんま、マッサージ、はり、きゅうなどの事業を行うものに対しては、個人事業税は課せられません。
・障がい者の方で、事業主控除前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7，500円（事業税額が7，500円以下のときは全額）減免されます。

■お問い合わせ先

渡島総合振興局税務課　TEL0138-47-9441

3 自動車税の課税減免等

身体などに障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまる方は、申請により自動車税等の減免を受けることができます。

課税減免等の対象となる方の範囲

課税減免等の対象となる方は、身体などに障がいのある方で次の範囲の障がいを有する方です。

1 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分		身体障害者手帳の等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
視覚障害		○	○	○	○	×	×
聴覚障害			○	○	×		×
平衡機能障害				○		○	
音声機能障害				※	×		
上肢不自由		○	○	○	×	×	×
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	○	×	×	×
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○	○		
じん臓機能障害		○		○	○		
呼吸器機能障害		○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障害		○		○	○		
小腸機能障害		○		○	○		
肝臓機能障害		○	○	○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○		

「○」が該当者です。

「※」は、喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります。

2 知的障がいのある方

療育手帳の交付を受けている方

3 精神に障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（軽自動車税の減免の場合は、自立支援医療（精神通院）の公費番号が記載されている方のみ対象）

課税減免等の対象となる車両

課税減免等の対象となる車両は、次の自動車です。

減免の台数は、障がい者一人につき、軽自動車又は普通自動車を通じていずれか一台に限ります。

障がい者が所有(取得)する自動車	もっぱらその障がい者が運転するもの	障がい者の通院、通学、通所または生業のために、その障がい者を自動車に乗せて(またはその障がい者が自動車を運転して)、おおむね週1日以上使用することを継続的に行う場合に限ります。
	その障がい者と生計を同じくする方がもっぱらその障がい者のために運転するもの	
障がい者と生計を同じくする方がその障がい者のために所有(取得)する自動車	もっぱらその障がい者が運転するもの	
	その障がい者と生計を同じくする方がもっぱらその障がい者のために運転するもの	
障がい者等だけで構成される世帯の障がい者等の方が所有(取得)する自動車	障がい者を介護する方がもっぱらその障がい者のために運転するもの	
構造上、身体障がい者が利用するためのもの		

申　請　期　限

● 自動車税、軽自動車税

各種手帳の取得時期によって異なるため、北海道渡島総合振興局納税課もしくは札幌道税事務所自動車税部までお問い合わせください。

● 軽自動車税

軽自動車税第1期納期限まで。

※4月2日から翌年4月1日の間に手帳を取得した場合は、翌年度から減免の対象となります。

■お問い合わせ先

● 自動車税、軽自動車税

北海道渡島総合振興局納税課
TEL0138-47-9452
札幌道税事務所自動車税部
TEL011-746-1190

● 軽自動車税

北斗市総務部税務課
TEL0138-73-3111

1　JR(日本旅客鉄道㈱)の運賃割引

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方が単独または介護者とともにJR各社の鉄道、バス、船を利用した場合に運賃の割引が受けられます。

■割引の内容

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」(**旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄**に「第1種」または「第2種」とあるもの)を呈示されると、次の割引が適用となります。

種別	割引対象者	乗車券類の種別	割引率	割引の条件など注意事項
第1種	本人単独	普通乗車券	5割※	・片道100キロを超える利用の場合に限ります。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者の方は一人のみ割引が適用できます。 ・小児の定期乗車券は割引を適用できません。 ・本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を同時に購入していただきます。 ・介護者の方が通学定期乗車券を購入できる資格をお持ちの場合であっても、割引を適用した通勤定期乗車券を発売いたします。
第2種	本人単独	普通乗車券		・片道100キロを超える利用の場合に限ります。
	本人と介護者	定期乗車券		・介護者の方は一人のみ割引が適用できます。 ・小児の定期乗車券は割引を適用できません。 ・本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を同時に購入していただきます。 ・介護者の方が通学定期乗車券を購入できる資格をお持ちの場合であっても、割引を適用した通勤定期乗車券を発売いたします。

※割引した運賃の5円の端数は切り捨てます。

・ご旅行中は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をご携帯ください。

■利用方法

乗車券購入時に窓口に「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示して申し込みます。

なお、「精神障害者保健福祉手帳」が以下の場合は、割引適用外となります。

・有効期限が切れた手帳
・顔写真が貼られていない手帳
・第1種、第2種の記載がない手帳

2　道南いさりび鉄道の運賃割引

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方が介護者とともに道南いさりび鉄道を利用した場合に運賃の割引が受けられます。

■割引の内容

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」（**旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄**に「第1種」または「第2種」とあるもの）を呈示されると、次の割引が適用となります。

- 割引は、本人と介護者が同行の場合に適用となります。**本人単独は割引適用とはなりません。**本人1名、介護者2名の場合、割引となるのは本人と介護者1名ずつです。
- 「第2種」の方は、本人が12歳未満で定期乗車券をご利用に際して、介護者が同行する場合に適用となります。
- ご乗車の際は「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を携帯し、係員から請求の際は呈示してください。

		道南いさりび鉄道線内	道南いさりび鉄道線 ～JR線	割引率
普通乗車券	第1種	本人+介護者	本人+介護者	50%
定期乗車券	第1種	本人+介護者 （※1）	本人+介護者 （※1）	50% （※2）
	第2種	本人+介護者（※1） （本人が12歳未満のみ）	本人+介護者（※1） （本人が12歳未満のみ）	50% （※2）
回数乗車券	第1種	本人+介護者	-	50%

割引した運賃の10円未満の端数は切り上げます。

※1　介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期で発売となります。
※2　小児の定期乗車券は障害者割引を適用できません。

■利用方法

お支払い時に運転手へ「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示して下さい。

■お問い合わせ先

道南いさりび鉄道株式会社　　函館市若松町12番5号　　TEL0138-83-1977

3　航空機の運賃割引

満12歳以上で身体障がい、知的障がい、または精神障がいのある方が航空機を利用するときに、運賃の割引を受けることができます。

■対象者

身体障害者手帳、療育手帳、または精神保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護人1名

※航空会社によっては導入していない場合もありますので、直接航空会社へご確認下さい。
※割引額は、各航空会社及び路線により異なります。

■お申込み方法

搭乗券購入時に窓口に「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を呈示して申し込みます。

4　有料道路料金の割引

通勤、通学、通院などの日常生活において、有料道路を利用される「身体障害者手帳」または「療育手帳」をお持ちの方で、下記の対象者要件に該当する方は、有料道路の通行料の割引が受けられます。

■対象者

種別	手帳	対象となるとき	車の所有者	割引率
第1種	身体障害者手帳 療育手帳	本人または介護者が運転するとき （障がい者同乗に限る）	本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族（※1）	50%
第2種	身体障害者手帳	本人が運転するとき		

「第1種」または「第2種」については、「身体障害者手帳」または「療育手帳」の「**旅客鉄道株式会社旅客運賃減額**」欄に記載されています。

（※1）の方が自動車を所有していない場合、障がい者本人を日常的に介護している方が所有するものでも可

■必要書類

① 身体障害者手帳または療育手帳
② 車検証
③ 運転免許証（本人運転の場合）

※ETC をご利用の場合は④⑤も必要です。

④ 障がい者本人名義のETC カード（本人が未成年で介護者の運転が認められる場合は、親権者又は後見人名義も可）
⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

【オンラインによる申請】
オンラインで各種申請（新規・変更・更新）を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、右のQRコードから確認できます。
なお、オンライン申請はETC利用登録される方のみが対象です。

■申請窓口

民生部保健福祉課福祉サービス係（⑥番窓口）
総合分庁舎市民窓口課

■お問い合わせ先

民生部保健福祉課福祉サービス係　　TEL73-3111　FAX74-2510

5　バス（路線バス）の運賃割引

身体障がい者及び知的障がい者の方が函館バスを利用するときに、手帳を呈示すると運賃の割引（半額）を受けることができます。

■対象者

「身体障害者手帳」または「療育手帳」の交付を受けている次の方
・第1種：本人と介護者1名
・第2種：本人のみ
※第1種及び第2種については、障害者手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に記入されています。
※他社のバスでも運賃が割引となる場合がありますので、ご確認ください。

6　タクシー料金の割引

タクシー乗車時、「身体障害者手帳」または「療育手帳」を提示すると乗車料金が1割引となります。
※長距離利用のときなど、都道府県のタクシー協会（地域の事業者が加盟）によって扱いが異なることがあります。詳しくは利用するタクシー会社にご確認ください。

7　NHK放送受信料の減免

「身体障害者手帳」または「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者で、次の対象世帯に該当する方はNHK放送受信料の減免が受けられます。

対象世帯	減免割合
世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額
世帯主が視覚障がい・聴覚障がい者、または重度の身体障がい者の場合（1・2級） 世帯主が重度の知的障がい者（A）の場合 世帯主が重度の精神障がい者（1級）の場合	半額

■申請窓口
民生部保健福祉課福祉サービス係（⑥番窓口）
総合分庁舎市民窓口課
七重浜支所
茂辺地支所

■お問い合わせ先
民生部保健福祉課福祉サービス係　TEL73-3111　FAX74-2510
NHK函館放送局（函館市千歳町13－1）　TEL27-0111

8　携帯電話基本料金などの割引

「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方は、携帯電話使用料等の割引サービスが受けられます。

■申込・お問い合わせ先
ご利用の携帯電話会社でお尋ねください。

9　NTTふれあい案内（無料番号案内）

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などに障がいのある方、知的障がい及び精神障がいのある方は、無料で番号案内を利用することができます。サービス利用には事前の申込が必要です。

■対象者

① 視覚障害1級～6級の方
② 上肢障害・体幹機能障害1級～2級の方
③ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1級～2級の方
④ 療育手帳所持者
⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者

■手続き

「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをご持参のうえ、お近くのNTT東日本支店・営業所に直接ご来店いただくか、下記のフリーダイヤルへご相談ください。

■利用方法

104番をご利用される場合に、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号をコミュニケータに告げてください。コミュニケータはお申し出内容を確認のうえ、無料で案内します。公衆電話からご利用の場合も同様です。

■お問い合わせ先

フリーダイヤル　TEL0120-104-174（全国共通）

耳や言葉の不自由な方からのお問い合わせ

耳や言葉の不自由な方向けに、ファクスによるお問い合わせができます。
利用者のファクス番号とお問い合わせ先の住所、お名前、業種などを記入して、フリーダイヤル0120-000-104（ファクス専用）までファクスでお問い合わせすると、折り返し、ファクスで電話番号をお知らせします。

〇受付時間　：24時間・年中無休
〇料金　：有料
〇1回のお問い合わせは15件まで

■お問い合わせ先

フリーダイヤル　FAX0120-000-104（ファクス専用）

わからないことがあったら、遠慮せず何でも聞いてほしいホキ！

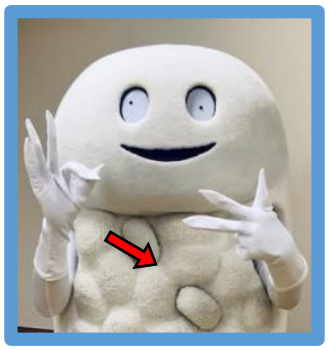

ほく　と　　し
北　斗　　市

～　覚えて使ってみよう！　～